

〔注意事項〕

本資料は令和2年1月22日時点の情報を基に作成しています。
今後、国の予算審議等により、掲載内容に変更が生じる場合があります。

経済産業省 地域関連施策のご紹介

令和2年1月
東北経済産業局

目次 1

① 中小企業関連施策

| | |
|---|----|
| ● 中小企業生産性革命推進事業 | 4 |
| (ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業、小規模事業者持続的発展支援事業、サービス等生産性向上IT導入支援事業) | |
| ● 地域未来投資促進事業費（戦略的基盤技術高度化・連携支援事業） | 6 |
| ● 官民による若手研究者発掘支援事業 | 7 |
| ● グローバル・スタートアップ・エコシステム強化事業 | 8 |
| ● 生産性向上特別措置法「先端設備等導入計画」／中小企業経営強化税制 | 9 |
| ● 事業承継補助金 | 12 |
| ● 事業承継税制の概要 | 13 |
| ● 中小企業の再編・統合等に係る税負担の軽減措置等 | 16 |
| ● 経営者保証解除に係る支援（個人保証脱却・政策パッケージ） | 17 |
| ● 事業継続力強化計画認定制度の概要 | 18 |
| ● 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 | 19 |
| ● 中小企業・小規模事業者人材対策事業（地域中小企業人材確保支援等事業） | 20 |
| ● 東日本大震災被災地域中小企業人材確保支援等事業【復興】 | 21 |
| ● 技術協力活用型・新興国市場開拓事業 | 23 |
| ● JAPANブランド育成支援等事業 | 24 |
| ● 中堅・中小企業の海外展開等を通じた地域活性化支援事業 | 25 |
| ● 中小企業等海外出願・侵害対策支援事業 | 27 |
| ● 日本発知的財産活用ビジネス化支援事業 | 28 |
| ● 中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業 | 29 |
| ● インバウンド需要拡大推進事業 | 33 |
| ● 商店街活性化・観光消費創出事業 | 34 |
| ● キャッシュレス・消費者還元事業 | 35 |
| ● マイナポイント事業実施に伴うキャッシュレス決済端末導入支援事業 | 37 |

目次2

- コンテンツグローバル需要創出促進・基盤整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 多様なモビリティ導入支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- サポカー補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 医工連携／ロボット介護福祉用具開発事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

②資源・エネルギー関連施策

- 生産設備におけるエネルギー使用合理化等事業者支援事業費補助金・・・・・・・・ 45
- 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金 48
- 離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業費・・・・・・・・ 50
- 社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金・・・・・・・・ 51
- 天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金 53

③復興関連施策

- 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等「グループ補助金」※令和元年台風第19号等） 57
- 被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

参考情報

補助金電子申請システム「Jグランツ」について／PR資料の見方／

東北経済産業局ウェブサイト・ミラサポの紹介／地域サポーターの紹介／お問い合わせ先

① 中小企業関連施策

中小企業生産性革命推進事業 (詳細は別紙 1 参照)

令和元年度補正予算案額 3,600億円

東北経済産業局 産業技術課 022-221-4897
経営支援課 022-221-4806
情報政策室 022-221-4895

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり相次ぐ制度変更に対応することが必要です。
- このため、中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業の実業性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業（仮称）」を創設し、中小企業の実業性向上への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施します。
- 当該事業を通じて、賃上げにも取り組んでいただきます。なお、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援します。

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を申請要件とします。（持続化補助金及びIT導入補助金の一部事業者は加算要件）
※要件が未達の事業者に対して、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合や、付加価値額が向上せず賃上げが困難な場合を除き、補助金額の一部返還を求めます。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後3年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が9%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が4.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、販路開拓及び生産性向上を支援し、販路開拓につながった事業の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後3年以内に、補助事業者全体の労働生産性の9%以上向上を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【基幹業務①】補助事業の一体的かつ機動的運用

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

（補助額：100万～1,000万円、補助率：中小1/2 小規模2/3）

中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

②小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

（補助額：～50万円、補助率：2/3）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。

③サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

（補助額：30万～450万円、補助率1/2）

中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。

【基幹業務②】先進事例や支援策の周知・広報

生産性向上に関する中小企業の先進事例を収集し、上記以外の支援策とともに、ホームページ等で幅広く情報発信します。

【基幹業務③】相談対応・ハンズオン支援

制度対応にかかる相談に応じ、事業計画の策定段階から、国内外の事業拡大等にかかる専門家支援やIT化促進支援を提供します。

（使い勝手向上のポイント）

- 通年で公募し、複数の締め切りを設けて審査・採択を行うことで、予見可能性を高め、十分な準備の上、都合のよいタイミングで申請・事業実施することが可能になります。
- 補助金申請システム・Jグランツによる電子申請受付を開始します。
- 過去3年以内に同じ補助金を受給している事業者には、審査にて減点措置を講じることで、初めて補助金申請される方でも採択されやすくなります。

ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業費

令和2年度予算案額 10.1億円（50.0億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する、いわゆる「ものづくり補助金」を当初予算化し、複数の事業者が連携する、波及効果の大きい取組を重点的にします。
- 「コネクテッド・インダストリーズ」の取組を日本経済の足腰を支える中小企業・小規模事業者にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援します。
- また、地域経済を牽引する事業がもたらす地域経済への波及効果をより高めるため、地域経済牽引事業計画の承認を受け、連携して事業を行う中小企業・小規模事業者等による設備投資等を支援します。
- 加えて、幹事企業が主導し、中小企業・小規模事業者等を束ねて面的に生産性向上を推進する取組を支援します。
- 当該事業を通じて、賃上げにも取り組んでいただきます。なお、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援します。

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を申請要件とします。

※要件が未達の事業者に対して、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合や、付加価値額が向上せず賃上げが困難な場合を除き、補助金額の一部返還を求めます。

成果目標

- 事業終了後3年以内に以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が9%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が4.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上



事業イメージ

1. 企業間連携型

(補助上限額：2,000万円/者、補助率 中小 1/2 小規模 2/3)

複数の中小企業等が連携して行う、以下のプロジェクトを最大2年間支援します。(連携体は5者まで。)

- ① 事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクト
- ② 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けて連携して新しい事業を行い、地域経済への波及効果をもたらすプロジェクト

<想定される取組例>

- 複数のクリーニング店が、24時間365日の店舗併設型受付ボックスの設置・自動引取システムの構築を共同で実施。顧客データの共有・分析により、無人化へのシフト、顧客引越し時の顧客維持や営業力強化等を図る。
- 「地域の特産品を売りとした新しい観光コース創設」をテーマに地域経済牽引事業計画の認定を受けた事業者グループが、共同で新商品開発と製造推進を図る。

2. サプライチェーン効率化型

(補助上限額：1,000万円/者、補助率 中小 1/2 小規模 2/3)

幹事企業・団体等（大企業含む）が主導し、中小企業等が共通システムを面的に導入し、データ共有・活用によってサプライチェーン全体を効率化する取組等を支援します。(連携体は10者まで。)

※幹事企業が大企業の場合は、補助金支給の対象外。

※企業間連携型は、参画企業全ての事業計画の策定が必要である一方、サプライチェーン型は、幹事企業が代表して事業計画を策定することが可能。

<想定される取組例>

完成品メーカーが、サプライチェーン業務共通利用プラットフォームを提供し、取引先中小企業等に導入。サプライチェーン全体で情報共有・可視化することで、業務効率化・高度化を図る。

共通利用プラットフォーム

- 受発注情報
- 設計図面
- 納期、工程管理
- 在庫情報
- 品質トレーサビリティ 等

地域未来投資促進事業費

令和2年度予算案額 **142.7億円 (158.6億円)**

(2) 東北経済産業局
産業技術課
022-221-4897
地域ブランド連携推進課
022-221-4923

事業の内容

事業目的・概要

- 地域経済を活性化するためには、地域経済を牽引する企業等を重点的に支援し、イノベーションによる新事業展開（地域未来投資）を促進することが重要です。
- このため、地域における継続的なイノベーション創出に向けた総合的な支援体制を強化するとともに、地域企業による新事業のためのノウハウ獲得、事業体制の整備、事業化戦略の策定、さらには、中小企業による、ものづくりの基盤技術に関する研究開発や革新的なサービスモデル開発等を支援します。

成果目標

- 総合的なイノベーション支援においては、委託先の支援機関による支援の有効性を評価した企業の割合が8割を超えることを目指します。また、支援を受けた企業群の、従業員一人当たり売上高成長率の平均値が、事業年度から事業終了後3年度までの間に、年2.0%以上となることを目指します。
- ものづくりの基盤技術に関する研究開発及び革新的なサービスモデル開発においては、事業終了後5年以内に以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上

条件（対象者、対象行為、補助率等）

(1)(2)委託
(2)補助(1/2,2/3,定額)

国

中小企業・小規模事業者等
大学、公設試等
民間団体等

事業イメージ

(1)総合的なイノベーション支援（地域企業イノベーション促進事業）

- 地域経済の担い手となる企業群の新事業への挑戦を促すため、以下の取組等を実施します。
 - ① 地域のイノベーションを支える支援機関（大学、公設試、金融機関等）からなる支援ネットワークの構築
 - ② 支援ネットワークが新事業に取り組む地域企業群に提供する、事業の立ち上げから市場獲得までの、事業の成長段階に応じた総合的な支援（事業戦略策定、事業体制整備、研究開発、販路開拓、ノウハウ提供など）

(2)ものづくり技術・サービスモデルの開発（戦略的基盤技術高度化・連携支援事業）

- 中小企業が、大学・公設試等と連携して行う、ものづくり基盤技術高度化のための研究開発等の取組を最大3年間支援します(通称:サポイン事業)。
- 中小企業が、AI/IoT関連の異分野企業等と連携して行う、革新的なサービスモデル開発等の取組を最大2年間支援します(通称:サビサポ事業)。

※両類型とも、今年度から、事業計画の法認定を不要とします。

✓ 補助上限額：【ものづくり】4,500万円※
【サービス】3,000万円

※3年間の総額で9,750万円、単年度で4,500万円を超えない範囲で補助を受けることが可能

※中小企業が多様な外部組織と連携できるよう、事業管理機関等の一部要件の見直しを行う。

✓ 補助率：【ものづくり】2/3 ※大学・公設試等の場合は定額
【サービス】1/2 ※AI、ブロックチェーン等の先端技術活用の場合は2/3

官民による若手研究者発掘支援事業

令和2年度予算案額 10.5億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 産業界においては、投資リスクの高まり等から、短期的に成果の出やすい応用研究にシフトする企業が多く、大学等の研究機関において、研究期間が長期にわたり、実用化への難易度も高いなど企業独自では取り組むことが難しい研究を担うことが求められています。
- 他方、大学においては基盤的経費の減少により、基礎研究が弱体化し、比較的短期間で成果が出やすく、資金も確保しやすい応用研究へのシフトが進み、基礎研究の担い手が減少することが懸念されるとともに、若手研究者の質の向上や多様なキャリアパスの構築等が必要となっています。
- また、現状、産学連携の端緒となり得るような、企業から大学の研究者・研究内容に対するシーズの見える化、アクセス機会や交流の場が不足しているとの指摘もあります。
- このため、破壊的イノベーションにつながるシーズ創出をより一層促すべく、官民が協調して有望なシーズ研究を発掘し、これに取り組む若手研究者を支援します。また、実施に際しては、有望な若手研究者の発掘を行うとともに、官民協調による資金拠出と、企業・大学双方での成果の共有を図ります。

成果目標

- (1) 若手研究者のシーズ研究を最大5年間支援します。
- (2) 研究シーズの早期実用化（助成終了5年後の実用化率7.5%）を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



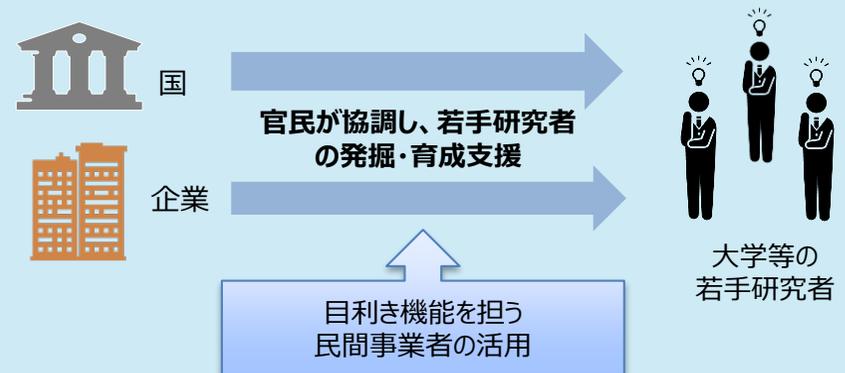
事業イメージ

(1) 官民協調による若手研究者支援・育成

- 産業界等のニーズを踏まえ、民間の事業化・実用化（社会実装）という目的志向型の研究開発に向け、イノベーションを創出し得る若手研究者のシーズ研究について公募を行い、採択された若手研究者には当該研究にかかる研究費を支援します。
- また、採択テーマに関心を持つ民間企業との共同研究等にかかる研究費を支援をします。
- 研究実施期間には、民間企業との意見交換の場を設けるとともに、必要なアドバイスや設備提供等、ハンズオン支援を行います。

(2) 民間事業者を介した若手研究者と企業とのマッチング促進

- 目利き機能を担う民間事業者を介してイノベーションを創出し得る若手研究者と企業とのマッチングを支援します。



グローバル・スタートアップ・エコシステム強化事業

令和2年度予算案額 **13.0億円（8.0億円）**

東北経済産業局
産業支援課
022-221-4882
製造産業課
022-221-4903

事業の内容

事業目的・概要

- Society5.0の実現のため、イノベーションの担い手であるスタートアップは重要な存在ですが、我が国発のユニコーン企業（創業10年未満で時価総額10億ドルを超える企業）は依然として少ない状況です。世界ではイノベーションの聖地といわれるシリコンバレーのみならず、「フレンチ・テック」を旗印に世界各国に進出するフランスや、イスラエル、中国深圳など、各国・各地域間でのスタートアップ・エコシステム競争が激化している状況です。
 - 今後、第4次産業革命の下で、我が国の国際競争力の向上のため、スタートアップ・エコシステム（グローバルにインパクトを生み出す起業家やスタートアップ、イノベーション企業が自律的、連続的に生み出される仕組み）を強化し、世界で勝てるスタートアップを次々と創出することが急務です。
 - 本事業では、「J-Startup」プログラムに参加する企業を含め、我が国スタートアップのニーズを的確に把握し、各フェーズに合った支援を行い、ユニコーン企業への成長を促進します。また、ユニコーン企業の創出に向け、グローバルに活躍できるイノベーターの育成やものづくりスタートアップ企業への量産化等支援を実施し、スタートアップ・エコシステムの基盤となるプレイヤー層を強化します。
- ※J-Startupプログラム：グローバルで活躍するスタートアップを官民で集中支援する取組。

成果目標

- 2023年度までに、時価総額10億ドル以上となる、非上場企業（ユニコーン企業）または2018年度当初時点で創業10年未満（未創業も含む）であった上場企業を20社創出します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（1）J-Startupプログラムにおける海外支援

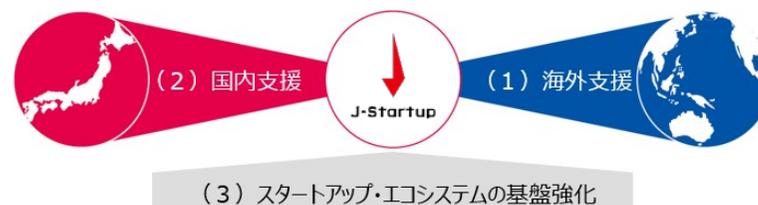
- J-Startup企業等について、海外のスタートアップイベントへの出展をサポートするとともに、海外のイノベーション拠点に設置するハブでニーズに応じた支援（現地ネットワークとのマッチング、メンタリング等）を継続的に実施します。その際、海外の企業やスタートアップとも連携等を図り、グローバル・スタートアップ・エコシステムのさらなる強化を図ります。

（2）J-Startupプログラムにおける国内支援

- J-Startup企業等に対し一気通貫で支援する体制を構築するため、国内のVCや支援機関、さらには地方自治体や大学・研究機関が連携する「J-Startupコンソーシアム」を形成し、戦略的広報やマーケティング等の支援等をハンズオンで実施できる体制を構築します。
- ものづくり分野に挑戦するソフトウェア分野のJ-Startup企業等が、ものづくりのノウハウ等を有する支援事業者と連携し、量産化に向けた体制を構築する取組を支援することで、ものづくりスタートアップのエコシステムの構築を加速します。

（3）スタートアップ・エコシステムの基盤強化

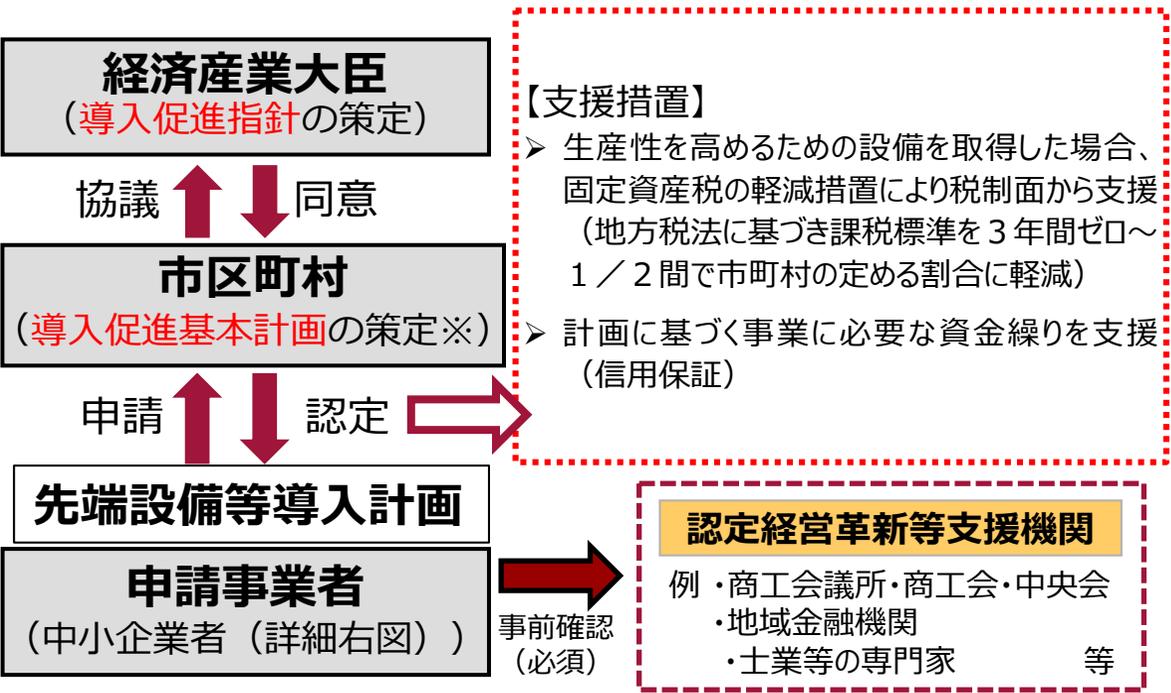
- 起業当初よりグローバルで活動する事業モデルを構築できるようなイノベーターを育成し、スタートアップ・エコシステムの基盤を強化します。
- また、各種施策の利用促進、効果測定等のための調査等を実施し、スタートアップの成長を促進する環境を整備します。



【生産性向上特別措置法】「先端設備等導入計画」の概要

- 「先端設備等導入計画」は、「生産性向上特別措置法」において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。
- この計画は、新たに導入する設備が所在する市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、中小企業・小規模事業者等が認定を受けることが可能です。認定を受けた場合は税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができます。

○先端設備等導入計画のスキーム



○認定を受けられる「中小企業者」の規模 (中小企業等経営強化法第2条第1項)

| 業種分類 | 中小企業等経営強化法第2条第1項の定義 | |
|--------|---------------------|----------------|
| | 資本金の額又は出資の総額 | 又は 常時使用する従業員の数 |
| 製造業その他 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 政令指定業種 | ゴム製品製造業* | 3億円以下 |
| | ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 3億円以下 |
| | 旅館業 | 5千万円以下 |

*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

(注) 税制支援は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。

※ 東北6県227市町村のうち、206市町村において導入促進基本計画同意済。
http://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyo/seisansei/pdf/sityousonkihondoui.pdf参照。

「生産性向上特措法」に係る導入促進基本計画の同意状況

R2.1.1現在

青森県 (29市町村 / 40市町村)

- ・八戸市 ・三沢市 ・深浦町 ・五所川原市
- ・大鰐町 ・鶴田町 ・五戸町 ・階上町 ・黒石市
- ・鱒ヶ沢町 ・新郷村 ・青森市 ・弘前市
- ・十和田市 ・平川市 ・南部町 ・東北町
- ・三戸町 ・七戸町 ・おいらせ町 ・つがる市 ・むつ市
- ・中泊町 ・蓬田村 ・横浜町 ・外ヶ浜町 ・板柳町
- ・六戸町 ・平内町

青森

岩手県 (33市町村 / 33市町村)

- ・北上市 ・久慈市 ・岩泉町 ・盛岡市 ・宮古市
- ・奥州市 ・田野畑村 ・滝沢市 ・大槌町 ・洋野町
- ・八幡平市 ・遠野市 ・一関市 ・大船渡市 ・花巻市
- ・釜石市 ・二戸市 ・軽米町 ・九戸村 ・紫波町
- ・住田町 ・野田村 ・一戸町 ・雫石町 ・金ヶ崎町
- ・平泉町 ・普代村 ・陸前高田市 ・矢巾町 ・西和賀町
- ・葛巻町 ・岩手町 ・山田町

岩手

秋田県 (24市町村 / 25市町村)

- ・八峰町 ・三種町 ・由利本荘市 ・大仙市
- ・羽後町 ・大館市 ・秋田市 ・美郷町
- ・横手市 ・潟上市 ・にかほ市 ・北秋田市
- ・仙北市 ・能代市 ・井川町 ・五城目町
- ・東成瀬村 ・鹿角市 ・八郎潟町 ・小坂町
- ・湯沢市 ・上小阿仁村 ・藤里町 ・男鹿市

秋田

宮城県 (35市町村 / 35市町村)

- ・丸森町 ・大衡村 ・石巻市 ・名取市 ・東松島市
- ・大崎市 ・富谷市 ・柴田町 ・山元町 ・利府町
- ・美里町 ・白石市 ・角田市 ・多賀城市 ・登米市
- ・大河原町 ・塩竈市 ・栗原市 ・仙台市 ・加美町
- ・気仙沼市 ・亘理町 ・大和町 ・村田町 ・岩沼市
- ・蔵王町 ・南三陸町 ・松島町 ・女川町 ・川崎町
- ・色麻町 ・涌谷町 ・七ヶ宿町 ・七ヶ浜町 ・大郷町

宮城

山形県 (35市町村 / 35市町村)

- ・中山町 ・山形市 ・酒田市 ・新庄市
- ・長井市 ・金山町 ・高畠町 ・遊佐町
- ・上山市 ・鶴岡市 ・天童市 ・大江町
- ・東根市 ・山辺町 ・舟形町 ・戸沢村
- ・小国町 ・飯豊町 ・三川町 ・尾花沢市
- ・南陽市 ・寒河江市 ・河北町 ・大石田町
- ・真室川町 ・庄内町 ・米沢市 ・朝日町
- ・村山市 ・西川町 ・川西町 ・白鷹町
- ・最上町 ・鮭川村 ・大蔵村

山形

福島県 (50市町村 / 59市町村)

- ・矢吹町 ・棚倉町 ・会津若松市 ・川内村 ・郡山市
- ・二本松市 ・伊達市 ・国見町 ・石川町 ・西郷村
- ・古殿町 ・相馬市 ・鏡石町 ・磐梯町 ・浅川町
- ・新地町 ・喜多方市 ・南相馬市 ・福島市 ・下郷町
- ・いわき市 ・須賀川市 ・本宮市 ・南会津町 ・玉川村
- ・小野町 ・白河市 ・只見町 ・猪苗代町 ・会津坂下町
- ・楡葉町 ・田村市 ・桑折町 ・会津美里町 ・川俣町
- ・西会津町 ・富岡町 ・矢祭町 ・飯舘村 ・平田村
- ・中島村 ・鮫川村 ・塙町 ・浪江町 ・大玉村 ・広野町
- ・湯川村 ・大熊町 ・三春町 ・泉崎村

福島

- **中小企業経営強化税制**は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組みを支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた経営力向上計画に基づく設備投資について、**即時償却及び税額控除（10%）**（※）のいずれかの適用を認める措置。
- **働き方改革に資する設備**（休憩室に設置される冷暖房設備や作業場に設置されるテレワーク用電子計算機等）も**本税制措置の適用対象であることをQ&A集等を通じて明確化**。

※資本金3,000万円超1億円以下の中小企業者等の税額控除率は7%。

【適用期限：令和2年度末まで】

| 類型 | 生産性向上設備（A類型） | 収益力強化設備（B類型） |
|-------|--|---|
| 要件 | ①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備 | ①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備 |
| 対象設備 | <ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置（160万円以上） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上） ◆器具・備品（30万円以上） （試験・測定機器、冷凍陳列棚など） ◆建物附属設備（60万円以上） （ボイラー、LED照明、空調など） ◆ソフトウェア（70万円以上） （情報を収集・分析・指示する機能） | <ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） ◆ソフトウェア（70万円以上） |
| 確認者 | 工業会等 | 経済産業局 |
| 指定事業 | 中小企業投資促進税制の対象事業 及び 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業 | |
| その他要件 | 生産等設備を構成するものであること※／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等 | |
| 税制措置 | 即時償却 又は 7%税額控除（資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%） | |

働き方改革に資する設備の例

<建物附属設備>



- ・工場等の休憩室等に設置される冷暖房設備等。

<器具备品>



- ・作業場に設置されるテレワーク用電子計算機等

※生産等活動の用に直接供される工場、店舗、作業場等に設置されるものに限る。

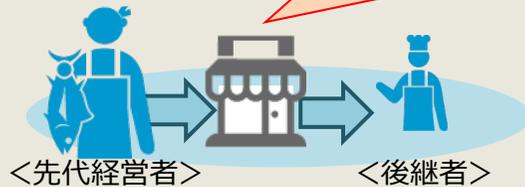
※事業の用に直接供される設備（生産等設備）が対象。例えば事務用器具备品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備等は対象外。

- 中小企業・小規模事業者の収益力の向上と地域に根付いた価値ある事業の次世代への承継のため、M&A等を通じた**事業承継を契機とした経営革新や事業転換を図る取組を支援**。
- **経営者交代型の補助上限を引上げ、ベンチャー型事業承継枠等を新設**するとともに、**事業を譲渡する者の廃業費用も補助**。

<支援措置の概要>

① 経営者交代型

事業承継（代表者の交代）
が行われること



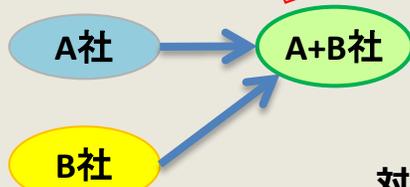
事業承継・世代交代を契機として、経営革新等に取り組む中小企業に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要な経費を支援。

補助上限額は最大 600万円（補助率2/3、廃業を伴う場合）

| 枠組 | | 補助率 | 補助上限額 | 上乗せ額 ※廃業を伴う場合 |
|------------------------|--------|-----|-------|------------------|
| 原則枠 | 経営者交代型 | 1/2 | 225万円 | +225万円 |
| | M&A型 | 1/2 | 450万円 | +450万円 |
| ベンチャー型事業承継枠 ・生産性向上枠 | 経営者交代型 | 2/3 | 300万円 | +300万円 |
| | M&A型 | 2/3 | 600万円 | +600万円 |

② M & A 型

M&A等の手法により
事業再編・事業統合が行われること



後継者不在による事業継続のための事業再編・事業統合等を契機として、経営革新等に取り組む中小企業に対し、必要な経費を支援。さらに、事業を譲渡する事業者の廃業費用も補助。

補助上限額は最大1200万円（補助率2/3、廃業を伴う場合）

対象となる取組：

合併、会社分割、事業譲渡、株式交換・株式移転、株式譲渡 など

B社の廃業費用も補助

○ 補助対象事業

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入
- ⑤ その他の新たな事業活動（販路拡大や新市場開拓、生産性向上など事業の活性化につながる取り組みであれば、上記の例示に限られない）

○ 対象経費

（経営革新に必要な経費）
人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費

（廃業を伴う場合の上乗せ部分）
廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費、移転・移設費

事業承継税制の概要

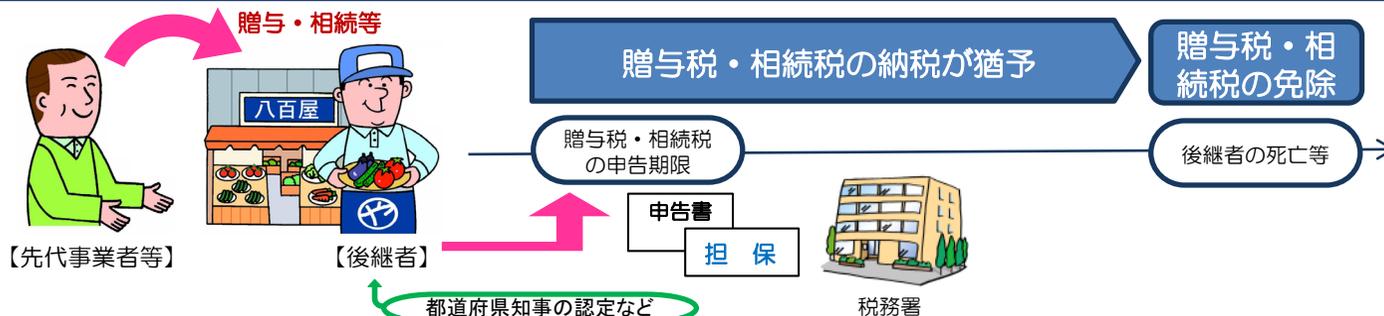
法人版事業承継税制の概要

- 法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得し、経営承継円滑化法の都道府知事の認定を受けた場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。
- この法人版事業承継税制には、「一般措置」と「特例措置」の2つの制度があり、平成30年度税制改正により創設された特例措置については、事前の計画策定等や適用期限が設けられていますが、雇用要件が実質的に撤廃され、また、100%猶予されるなど措置が講じられています。



個人版事業承継税制の概要

- 令和元年度税制改正により、個人の事業用資産に係る贈与税・相続税について、新たな納税猶予・免除制度（個人版事業承継税制）が創設されました。
- この制度は、青色申告（65万控除）に係る事業（不動産貸付業等を除きます。）を行っていた事業者の後継者が、**2019年1月1日から2028年12月31日までの贈与又は相続等**により、特定事業用資産を取得し、経営承継円滑化法の都道府知事の認定を受けた場合には、
 - ① その事業の継続等、一定の要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額の納税を猶予し、
 - ② 後継者の死亡等、一定の事由により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納税が免除されるものです。
- なお、個人版事業承継税制は、特定事業用の小規模宅地特例とは選択適用となります。



法人版(一般措置・特例措置)と個人版事業承継税制の主要要件等の比較

| | 法人版(一般措置) | 法人版(特例措置) | 個人版 |
|--------------------|-----------------------------------|---|--|
| 事前の計画策定 | 不要 | 5年以内の特例承継計画の提出 〔平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで〕 (認定申請日又は令和5年3月31日の いずれか早い日までに提出) | 5年以内の個人事業承継計画の提出 〔令和元年4月1日から 令和6年3月31日まで〕 (認定申請日又は令和6年3月31日の いずれか早い日までに提出) |
| 適用期限 | なし | 10年以内の贈与・相続等 〔平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで〕 | 10年以内の贈与・相続等 〔令和元年1月1日から 令和10年12月31日まで〕 |
| 対象資産 | 非上場株式等の2/3まで (議決権に制限のないものに限る。) | 非上場株式等の全部 (議決権に制限のないものに限る。) | 特定事業用資産の全部 (土地(面積 400 m ² まで)、建物(床面積 800 m ² まで)及び建物以外の減価償却資産) |
| 納税猶予割合 | 贈与100%、相続80% | 100% | 100% |
| 贈与要件 | 一定数以上の株式等を贈与 すること | 一定数以上の株式等を贈与 すること | その事業に係る特定事業用資産 のすべて贈与(相続)すること |
| 雇用確保要件 | 承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要 | 弾力化 (雇用要件を未達成の場合でも、猶予を継続可 能に(経営悪化等が理由の場合、認定支援機 関の指導助言が必要)) | 雇用要件なし |
| 経営環境変化に 対応した減免等 | なし | あり (売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計 算し、承継時の株価を基に計算された納税額と の差額を減免。(申告期限の翌日から5年経過 後に限る。)) | あり (売却額や廃業時の対価の額を基に納税額を 計算し、承継時の対価の額を基に計算された 納税額との差額を減免。) |
| 都道府県への 定期報告 | 当初5年間、毎年 | 同左 | なし |
| 税務署への 定期報告 | 当初5年間は毎年、 6年目以降は3年ごと | 同左 | 当初から3年ごと |

経営承継円滑化法 申請・報告、手続相談窓口

事業承継税制、金融支援のお問合せ・申請窓口

| | | |
|-----------|--------------------|--------------|
| 青森県 | 商工労働部 地域産業課 | 017-734-9374 |
| 〒030-8570 | 青森県青森市長島1丁目1番1号 | |
| 岩手県 | 商工労働観光部 経営支援課 | 019-629-5544 |
| 〒020-8570 | 岩手県盛岡市内丸10番1号 | |
| 宮城県 | 経済商工観光部 中小企業支援室 | 022-211-2742 |
| 〒980-8570 | 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 | |
| 秋田県 | 産業労働部 産業政策課 | 018-860-2215 |
| 〒010-8572 | 秋田県秋田市山王3丁目1番1号 | |
| 山形県 | 商工労働部 中小企業振興課 | 023-630-2359 |
| 〒990-8570 | 山形県山形市松波2丁目8番1号 | |
| 福島県 | 商工労働部 経営金融課 | 024-521-7288 |
| 〒960-8670 | 福島県福島市杉妻町2番16号 | |

法律・制度全般に関するお問合せ先

| | | |
|-----------|--------------------|--------------|
| 東北経済産業局 | 産業部 中小企業課 | 022-221-4922 |
| 〒980-8403 | 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 | |

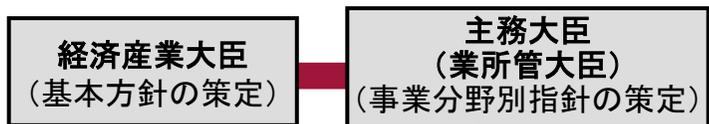
民法特例のお問合せ・申請窓口、法律・制度全般に関するお問合せ先

| | | |
|-----------|-------------------|--------------|
| 中小企業庁 | 事業環境部 財務課 | 03-3501-5803 |
| 〒100-8912 | 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 | |

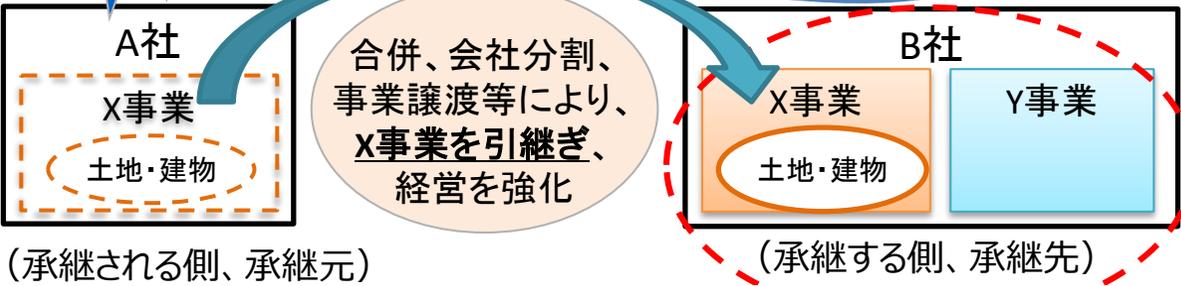
- 後継者が不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆるM&Aによって、**事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要。**
- 具体的には、①事業を承継するために**合併・会社分割・事業譲渡**を行って不動産の権利移転が生じる場合に**登録免許税・不動産取得税が軽減**されるほか、②**許認可承継の特例**(※)等の支援措置が利用可能。(※)業法上の規定にかかわらず、承継対象事業に係る許認可の承継を可能とする特例
- なお、これらの支援措置を受ける場合、**業所管大臣から、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定**を受ける必要がある。

○適用期限を2年間延長
(令和3年度末まで)

【中小企業等経営強化法】



(不動産取得税の特例措置を受ける場合は、都道府県経由で申請。)



- 登録免許税 ○不動産取得税 を軽減
- ◇許認可の承継の特例を措置

＜登録免許税の税率＞

| | | 通常税率 | 計画認定時の税率 |
|--------------|----------------|-------|----------|
| 不動産の所有権移転の登記 | 合併による移転の登記 | 0.4% | 0.2% |
| | 分割による移転の登記 | 2.0% | 0.4% |
| | その他の原因による移転の登記 | 2.0%※ | 1.6% |

＜不動産取得税の税率＞

| | 通常税率 | 計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2) |
|---------|--------|-------------------------|
| 土地住宅 | 3.0%※1 | 1/6減額相当 (税率にすると2.5%) |
| 住宅以外の家屋 | 4.0% | 1/6減額相当 (税率にすると3.3%) |

※1 令和3年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)
※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

許認可承継の特例 <対象業種>

・旅館業・建設業・火薬類製造業・火薬類販売業・一般旅客自動車運送事業・一般貨物自動車運送事業・一般ガス導管事業

- 事業承継時に後継者の経営者保証を可能な限り解除していくため、金融機関と中小企業者の双方の取組を促す、総合的な対策を実施。

1. 政府関係機関が関わる融資の無保証化拡大

(1) 商工中金は、「経営者保証ガイドライン」の徹底により、一定の条件を満たす企業に対して「原則無保証化」* 新規融資に占める無保証融資の割合は、現状の35%から大幅増加を見込む

(2) 事業承継時に一定の要件の下で、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設。また、専門家による支援・確認を受けた場合、保証料を軽減し、最大でゼロに（保証協会における管理に必要な費用の一部（約0.2%）を除く）

2. 金融機関の取組を「見える化」し、融資慣行改革へ

(3) ①事業承継に焦点を当てた「経営者保証ガイドライン」（2014年2月施行）の特則策定・施行

*年間約1万件の二重徴求、年間約2万件の後継者からの保証徴求案件が対象
*旧経営者と後継者の二重徴求の原則禁止、保証設定時の事業承継への影響考慮等

②経営者保証解除に向けた、専門家による中小企業の磨き上げ支援（経理の透明性確保や財務内容の改善等）やガイドライン充足状況の確認

(4) 金融機関の経営者保証なし融資の実績等（KPI）を公表

民間銀行：2019年度下期分～
政府系金融機関：2018年度分～

事業継続力強化計画認定制度の概要

- 中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定。
- 認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加点などの支援策を活用可能。

【計画認定のスキーム】

中小企業・小規模事業者

連携して計画を実施する場合：
大企業や経済団体等の連携者

①計画を
策定し
申請

②認定

経済産業大臣
(地方経済産業局)



- 中小企業庁HPでは認定を受けた企業を公表
- 認定企業はロゴマークの活用でPRが可能

認定対象事業者

- 防災・減災に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様。

事業継続力強化計画の記載項目

- 事業継続力強化に取り組む目的の明確化
- ハザードマップ等を活用し、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定
- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策
- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組 等

認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援
- 防災・減災設備に対する税制措置（特別償却20%）
（例：自家発電機、排水ポンプ、免震ラック、衛星電話、止水板等）
- 補助金（ものづくり補助金等）の加点
- 連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置
（例：東京海上日動火災保険株式会社では「事業継続力強化計画」の認定取得事業者等に対し、リスク実態（過去の保険金支払い実績やリスク管理態勢等）に応じた保険料の割引を個別に検討する等、複数の損害保険会社が防災・減災に取り組む中小企業等の支援を開始）

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

令和2年度予算案額 **42.4億円（47.8億円）**

東北経済産業局
経営支援課
022-221-4806

事業の内容

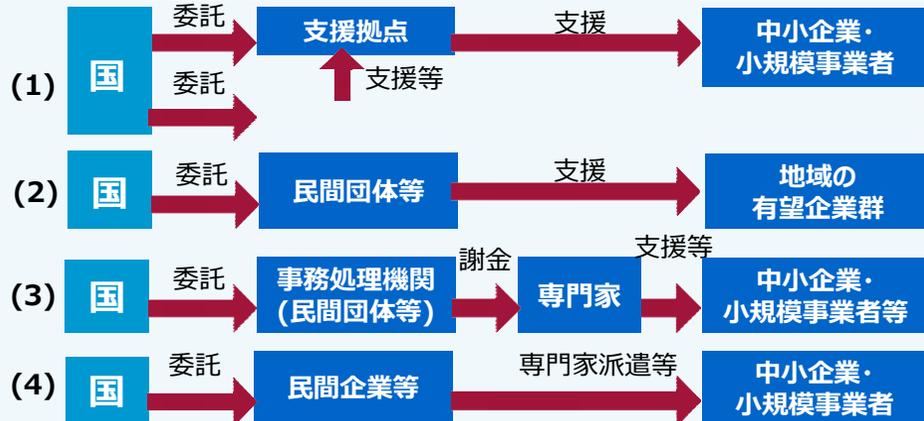
事業目的・概要

- 中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置します。
- 全国各地の有望企業群が取り組むグローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等の経営課題に関するワンストップ相談窓口として、「グローバル・ネットワーク協議会（GNCJ）」を設置します。
- 特に高度・専門的な課題には、それに応じた専門家を派遣します。
- 担保・保証に拠らない融資を一層促進するため、融資の際に一定の要件を満たす場合には経営者の個人保証を求めないことや、個人保証債務の整理時の対応等を定めた「経営者保証に関するガイドライン」の周知・普及を行います。

成果目標

- (1、2) 中小企業・小規模事業者等の経営相談に対し、よろず支援拠点及びGNCJから提案された解決策を実行して成果があった事業者の割合が、それぞれ全体の65%になること（単年度目標）
- (3) 中小企業・小規模事業者等の経営相談に対し解決の対策が立てられた割合が80%になること（単年度目標）。
- (4) 個人保証に依存してきた融資慣行を改善し、中小企業の思い切った事業展開や、早期の事業再生、事業清算への着手、円滑な事業承継等を促進すること。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) よろず支援拠点事業

- よろず支援拠点では、
 - ① 売上拡大のための解決策の提案（新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売立ち上げ等）
 - ② 経営改善策を提案し、行動に移すための連携チームの編成・派遣
 - ③ どこに相談すべきかわからない事業者に対する的確な支援機関等の紹介を実施します。
- 各よろず支援拠点に経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産などの専門家を10～20名配置。
- 人手不足やIT活用等、中小企業・小規模事業者の経営課題に対して特に対応が必要な分野の体制強化を図ります。

(2) グローバル・ネットワーク協議会

- グローバル・ネットワーク協議会では、地域未来牽引企業、地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者、地域企業イノベーション支援事業の支援対象企業等に対して、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等の経営課題の整理・解決策の提案等を実施します。

(3) 専門家派遣事業

- よろず支援拠点・地域プラットフォーム（地域PF）・GNCJが、個々の中小企業・小規模事業者等の経営課題に応じた専門家を派遣します。

※地域PF：商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携。H25年度から設置。

(4) 経営者保証ガイドライン周知・普及事業

- 担保・保証に拠らない融資を一層促進するため、①「経営者保証に関するガイドライン」の内容に関する相談対応、②ガイドラインに基づき、経営者保証を提供せずに資金調達を希望する事業者や、個人保証債務の整理を希望する事業者に対する専門家派遣、③周知・普及のための広報活動、④ガイドライン活用状況の実態調査などを実施します。

中小企業・小規模事業者人材対策事業

1. 東北経済産業局
産業人材政策室
022-221-4881

令和2年度概算要求額 **13.8億円**（13.7億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業の経営課題に即した多様な形態の解決人材（兼業・副業、氷河期世代、女性、高齢者等）を確保するため、地域の経営支援機関等や人材支援機関等が連携した人材確保支援の仕組みの構築に向けた取組を支援します。
- 加えて、中小企業における海外展開を担う人材や、中小生産・サービスの現場を支援する人材の育成を支援します。

成果目標

- 「地域中小企業人材確保支援等事業」は、令和2年度から令和6年度までの5年間の事業で、人材不足状況の可能な限りの低減のため、事業参加企業の満足度（意識変化等）70%以上を目指します。
- 「中小企業海外ビジネス人材育成支援事業」は平成31年からの5年間の事業で、事業参加企業の満足度（意識変化等）70%以上を目指します。
- 「サプライヤー応援隊事業」は、平成31年度から令和3年度までの事業で、合わせて年間40名以上の指導者の育成を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. 地域中小企業人材確保支援等事業

- 地域の経営支援機関等による経営課題の明確化・人材ニーズの掘り起こし等の支援ノウハウの向上やネットワークづくりの取組を支援します。
- 人材支援機関等からの円滑な人材供給に向けた仕組みづくりを支援します。
- 多くの経営支援機関等と人材支援機関等が連携したシームレスな人材確保支援の仕組みを構築し、中小企業の経営課題に即した多様な形態の解決人材（兼業・副業、氷河期世代、女性、高齢者等）の確保を目指します。

2. 中小企業海外ビジネス人材育成支援事業

- 中小企業・小規模事業者が自立的・能動的に海外ビジネスを進められるよう、海外展開戦略の立て方・進め方、情報の集め方、専門家等とのネットワークの構築の仕方、商談の進め方等、基礎的なスキルを習得できるプログラムを提供します。
- 中小企業が海外展開に取り組むに当たって、一企業のみで取り組むのではなく、海外展開のノウハウを有する中小企業が中核となり、他社と連携して海外展開を行うことは有効な手段であることから、企業間連携の中核となる海外ビジネス担当者を育成します。また本事業参加者その他の中小企業とのマッチングによる共同進出促進のため、新たにフォローアップ（同窓会）を実施します。

3. サプライヤー生産性向上応援隊事業

- サプライヤー応援隊を整備し、中小企業・小規模事業者のサプライヤーを対象に、自動産業の運転技術の高度化やパワートレインの電動化等（CASE）の潮流を受けた適切な技術的対応等を指導できる人材を育成します。
- 中小・小規模企業のサプライヤーへ派遣し、伴走型で生産性向上や経営課題の解決を支援します。
- また、各地域のサプライヤー応援隊において、地域間で先進事例を共有するための仕組みを構築します。

東日本大震災被災地域中小企業人材確保支援等事業【復興】

令和2年度概算要求額 **1.5億円（1.5億円）**

事業の内容

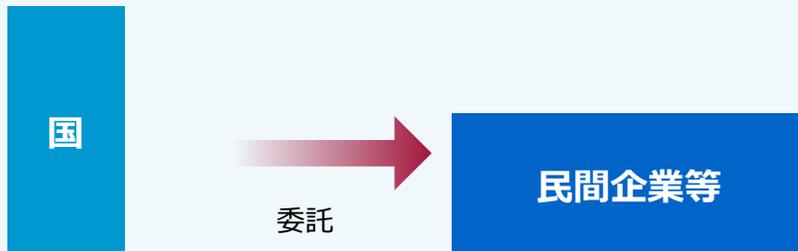
事業目的・概要

- 東日本大震災の被害が大きい東北地域においては、震災による人口流出の中、着実な復旧・復興を進めるため、人材確保対策が急務となっています。
- 本事業では、震災後深刻な人手不足に直面している中小企業が、必要な人材を確保できるよう、経営者の意識改革、労務環境の見直し、求人像の明確化、企業の魅力発信力向上等により、人材の確保を支援します。

成果目標

- 東日本大震災地域における人材不足状況の可能な限りの低減に向けて、事業実施年度ごとに、支援を受けた企業の満足度（人材採用に係る意識変化ができた等）が70%以上となることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

被災地域中小企業人材確保支援等事業

- 被災地域の中小企業支援機関等と連携しつつ、中小企業向けセミナーの開催、専門家によるハンズオン支援等を実施し、企業の経営課題・求人像の明確化から、魅力発信力の強化・マッチングの場の提供など、企業の人材力（人材確保力・育成力・定着力）の強化を総合的に支援。
- また、主に首都圏の人材に対し、被災地域の現状や中小企業の魅力等を積極的に発信することにより、将来的な被災地域へのUIJターン人材の母集団形成を図るとともに、企業と人材のマッチング機会の創出を行う。
- 特に、被災地域の中でも、とりわけ売上げの落ち込みや人手不足が深刻な水産食品業等を対象に、経営環境の変化に対応した事業モデルの開発や経営システムの構築、新市場の開拓等のイノベーションを図り、その上で各企業の状況に合わせた人材確保を支援する。



首都圏における魅力発信



企業に対するハンズオン支援

新・ダイバーシティ経営企業100選について

- 女性、外国人、高齢者、障がい者など、多様な人材の能力を最大限発揮させることにより、イノベーション創出等の成果を上げている企業を表彰。ベストプラクティスの発信により、取組の展開を図る。
- 平成30年度は、24社（大企業13社、中小企業11社）を選定。（※平成24年度から実施）

1. 表彰対象

多様な人材の能力を最大限発揮させることにより、イノベーション創出、生産性向上等の成果を上げている企業を表彰

2. 評価のポイント

- ①実践性（ストーリーの一貫性）、②革新性・先進性（モデル性）
- ③全社レベルでの取組の浸透度や継続性

3. 応募数等（ ）内は東北管内企業数



| | H30年度 応募数 | H30年度 表彰数 | 過去年度受賞企業数 | | | | | | 7カ年累計受 賞企業数 |
|------|--------------|--------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|----------------|
| | | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | |
| 大企業 | 69 | 13(1) | 20(0) | 25(0) | 28(0) | 20(0) | 13(1) | 9(1) | 128(3) |
| 中小企業 | 36 | 11(2) | 22(1) | 21(1) | 24(1) | 14(1) | 18(3) | 12(2) | 122(11) |
| 計 | 105 | 24(3) | 42(1) | 46(1) | 52(1) | 34(1) | 31(4) | 21(3) | 250(14) |

4. 東北管内過去年度受賞企業

※ 東北管内過年度受賞企業（★：従業員数300人以下の中小企業）

H24年度：(株)マイスター(★)(山形県寒河江市)、H25年度：(株)セレクトィー(★)(宮城県仙台市)

H26年度：(株)佐藤金属(★)(宮城県岩沼市)、H27年度：(株)門間筆筒店(★)(宮城県仙台市)

H28年度：(株)小坂工務店(★)(青森県三沢市)、(株)ホテル佐勘(★)(宮城県仙台市)、(株)荘内銀行(山形県鶴岡市)、(株)クラロン(★)(福島県福島市)

H29年度：(株)みちのく銀行(青森県青森市)、(株)ユーメディア(★)(宮城県仙台市)、(株)水清建設(★)(岩手県矢巾町)

H30年度：(株)東京堂(★)(青森県むつ市)、(株)長島製作所(★)(岩手県一関市)、(株)東邦銀行(福島県福島市)

技術協力活用型・新興国市場開拓事業

令和2年度予算案額 **42.7億円（44.0億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 新興国の経済発展に貢献するため、日本企業の技術・ノウハウを活用した官民連携による技術協力に取り組みます。
- また、本事業による技術協力を通じて、日本企業が新興国でビジネスを展開する上で課題となる現地人材の育成、事業環境の整備等を図ることで、日本企業の新興国市場への進出を後押しします。

成果目標

- 令和7年度までの事業であり、新興国での制度・事業環境整備を行う各プロジェクトの最終年度における目的達成度70%を目指します 等。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 研修・専門家派遣事業

- 日本企業が海外進出先での事業活動を担う現地人材の育成のために実施する日本での受入研修、現地への専門家派遣等の取組への補助を行います。

(2) 制度・事業環境整備事業

- 日本企業が新興国でビジネスを展開しやすくなるよう現地の政府・産業界関係者に対する人材育成等を通じ、新興国の制度や事業環境の整備を図ります。

(3) 国際化促進インターンシップ事業

- 海外展開を目指す日本企業における高度外国人材の活用を進めるため、海外学生等のインターンシップ受入れ機会の提供や海外でのジョブフェアを開催します。

(4) 社会課題解決型国際共同開発事業

- 中堅・中小企業が新興国の企業・大学等と共同で進める現地の社会課題の解決のための製品・サービスの開発や現地事業創出支援等への補助を行います。

(5) 看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業

- 経済連携協定に基づく約束を着実に履行するため、看護師・介護福祉士の円滑な受入れに向けた日本語研修を行います。

(6) インフラ海外展開支援事業

- 質の高いインフラ整備を促進するため、相手国のキーパーソンの招聘や現地への専門家派遣を通じ、日本の優れた技術等への理解の向上を図ります。

JAPANブランド育成支援等事業

令和2年度予算案額 10.0億円（新規）

東北経済産業局
地域ブランド連携推進課
022-221-4923

事業の内容

事業目的・概要

- 人口減少等により内需が弱い中、中小企業が海外需要を獲得し付加価値を高めていくことがより重要となっています。海外展開等を進める上では、市場ニーズに合致した商品・サービスを開発し、磨き上げた上で販路開拓に繋げていくことが不可欠です。
- このため、本事業では、中小企業者等が行う、市場ニーズに対応した新商品・サービス開発やブランディング等の取組に対して補助を行います。
- その際、ECやクラウドファンディング、地域商社による輸出支援など、販路開拓の手法が多様化しつつあることを踏まえ、新たな販路開拓のノウハウを持つ支援事業者と連携した取組を重点的に支援します。

成果目標

- 支援実施後の中小企業等の商品・サービスの市場取引達成率80%を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

JAPANブランド育成支援等事業

①海外・全国展開型：

中小企業等が、海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得に関する取組み（新商品・サービス開発やブランディング等）を行うとき、その経費の一部を補助します。

（補助上限額：500万円※ 補助率：2/3，1/2）

※複数者による共同申請の場合は上限2,000万円

※ECやクラウドファンディング、地域商社など海外展開等に関するノウハウネットワークを持つ支援事業者等と連携した取組を重点的に支援

②支援事業型：

民間支援事業者や地域の支援機関等が、複数の中小企業者に対して海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得に関する支援（調査研究や新商品・サービス開発の支援、効率的なツールの提供等）を行うとき、その経費の一部を補助します。

（補助上限額：2,000万円 補助率：2/3）

【事業イメージ】

①海外・全国展開型

地域資源を活用した商品について、海外市場に詳しい専門家と連携し、その魅力を海外へ発信。海外展示会の出展や、WEBサイトの多言語化による広報、商標の国際登録等を積極的に行い、新規市場開拓・ブランド確立を目指す。

②支援事業型

地域商社として、複数の中小企業者のテストマーケティング、現地プロモーション、展示会出展フォロー等商品開発・改良から販路開拓までを支援。国内・海外を問わず、商品が継続的に売れる仕組みを構築する。

中堅・中小企業の海外展開等を通じた 地域活性化支援事業 令和元年度補正予算案額 29.0億円

事業の内容

事業目的・概要

- 日米貿易協定の妥結等により拡大が見込まれる海外市場への販路開拓を目指す我が国中堅・中小企業等に対し、企業のニーズに応じたきめ細かな支援を行います。
- 具体的には、国、支援機関等で構成される「新輸出大国コンソーシアム」の枠組みを活用し、海外展開のあらゆる段階における専門家のサポートを実施します。
- また、TPPや日EU・EPA、日米貿易協定等の活用を促進するため、中小企業等に対して、実践的な内容で知識の定着を図るE-learningの提供や、パンフレットや解説書の作成・配布、説明会の開催の拡充等を行い、きめ細やかな情報提供等を強化します。
- 英国のEU離脱に対する産業界の懸念を払拭し、離脱後の日英経済関係構築に向けた検討を実施するため、事業者向けのセミナーや個別相談対応等を実施します。
- 利用企業の利便性と支援サービス向上のためのデータベース構築とともに、AI技術を活用したマッチング高度化に向けた実証を行います。
- これらに加えて、海外の主要なECサイトへの「ジャパンモール」の設置・デジタル広告・キャンペーンイベント等により、中堅・中小企業の地域産品等の販路拡大を支援します。

成果目標

- 中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を2020年までに2010年比で2倍にするという政府目標に貢献する。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

<支援内容>

(1) 日米貿易協定・日EU・EPA・TPP11締約国等への海外展開支援

① 専門家によるサポート

- 適正支援メニューの紹介や取次ぎ
- 計画策定から商談助言までの一貫支援
- 米国、日EU・EPA、TPP11締約国等の専門家による海外展開支援の充実

② 中堅・中小企業へのTPP等の普及・啓発

- E-learningの提供や、パンフレット・解説書等の作成・配布、専門家等を講師とした業種別のものを含むセミナー等の開催等を実施

③ 中堅・中小企業の海外展開支援の効率化事業

- 企業の商品情報やバイヤーの調達情報を一元管理するデータベースを構築
- 成約ポテンシャルの高いバイヤー・セラーを選定するためのAI実証

④ 英国のEU離脱に向けた対欧州ビジネス支援事業

- 英国のEU離脱に関する事業者向けセミナー・個別相談等を実施

(2) 地域産品等の海外需要開拓支援

① 越境ECジャパンモール事業

- 海外の主要なECサイトに特設サイト「ジャパンモール」を設置することにより、地域の中小企業の商品の販路開拓を支援
- 実店舗でプロモーションした後、ECサイトで販売する等のクロスマーケティング手法を実施

② 地域産品の海外におけるプロモーション

- 新聞・雑誌・テレビ等での広告、SNS・WEBサイト等デジタルでの広告、キャンペーンイベント等、プロモーション活動を支援

③ 外国企業と連携したオープンイノベーション支援

- 国内、地方の中小企業などと外国スタートアップ企業とのマッチングや、外国企業の日本進出を支援するために国内大学へのオープンイノベーション拠点や自治体へのサポートセンターの設置・運営、外国企業に対するテンポラリー・オフィスの提供、首長によるトップセールス等を行うイベントの開催を実施

JETRO (日本貿易振興機構)

① 海外展開戦略策定支援

「海外展開したいが本当に行くべきか迷う・・・」「情報と課題が膨大で判断できない」
専門家によるSWOT分析等を通して、課題や現状など、海外戦略の方向性を“見える化”します。

② パートナー（専門家）によるハンズオン支援

「海外展開を決めたが何から始めたら良いかわからない」「事業計画書をつくりたい！」
戦略策定から事業計画作成、計画実行まで一貫して支援します。

③ 高度外国人材活躍推進プラットフォーム

「海外ビジネスの拡大やイノベーションに繋がる高度外国人材を採用したい！」
採用に向けた情報収集・人材へのコンタクト・在留資格取得など、専門家がハンズオンで支援します。

新輸出大国コンソーシアム
JETROホームページ (①、②)



高度外国人材活躍推進ポータル
JETROホームページ (③)



中小企業基盤整備機構

① 中小企業国際化支援アドバイス

海外投資、輸出入や海外企業との業務提携などお悩みを専門家が支援します。
専門家が同行して現地の情報収集や調査のサポートも可能です（有料）。

海外展開に関するご相談
中小機構ホームページ (①)



JICA (国際協力機構)

① 中小企業・SDGsビジネス支援事業

日本の民間企業が持つ製品・技術を活用し、ビジネスを通じた途上国の課題解決を目指し、
途上国の開発ニーズと民間企業の製品・技術のマッチングを支援します。

中小企業・SDGsビジネス支援事業
JICAホームページ (①)



② アフリカ、アジア地域の人材育成プログラム（修士や博士課程＋インターンシップ）

「現地人材との人的ネットワークを構築したい！」
アジア圏・アフリカ圏から受入れた優秀な留学生が、本邦企業でインターンシップを実施します。

アジア圏人材 (②) アフリカ圏人材 (②)



日本発知的財産活用ビジネス化支援事業

令和2年度予算案額 **2.8億円 (3.3億円)**

事業の内容

事業目的・概要

- 中堅・中小企業・ベンチャー・地域団体商標取得団体等の持つ技術・アイデア・ブランド（知的財産）を最大限活かすためには、その知的財産をうまく保護・活用する海外展開プランを立て、グローバル市場につなげていくことが重要です。本事業では、中堅・中小企業・ベンチャー・地域団体商標取得団体等の知的財産を活用した海外展開（ライセンス契約等）を促進することを目的に以下の事業を実施します。

- ① 中堅・中小・ベンチャー企業の知的財産を活用した海外展開促進のため、知的財産を活用したビジネスプラン・PR資料等作成支援、技術流出防止のための海外権利化助言・交渉戦略等知財支援から、海外での見本市出展や商談会開催等による商談機会提供、契約交渉等支援まで、準備段階から商談成功に至るまでに必要な支援を提供。
- ② 地域団体商標取得団体の知的財産を活用した海外展開促進のため、外部専門家（ブランドプロデューサー）を中心とした「海外ブランド推進委員会」を設置し、支援対象者のニーズ、取組の状況等に応じた2種のハンズオン支援を実施

成果目標

- ① 令和6年度までに支援企業件数に対する成功企業件数（NDA、ライセンス契約等締結）の割合について20%を目指します。
- ② Aコース：令和6年度までに支援団体者数に対する成功団体者数（地域団体商標を切り口としたブランド戦略を策定し、かつ次年度の海外展開に向けたプロモーションツールの作成）の割合について、50%を目指します。
- ② Bコース：令和6年度までに支援団体者数に対する成功団体者数（販売代理店契約、新規販路開拓）の割合について20%を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

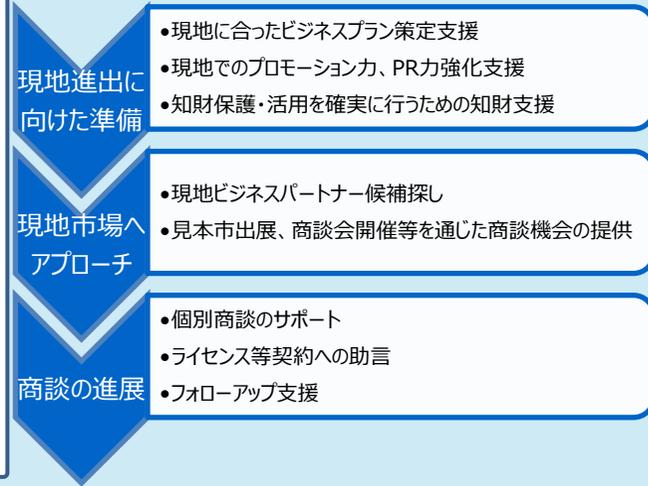


事業イメージ

①

現地ビジネス専門家・知財専門家

参加企業のニーズに応じた支援を提供



中堅・中小・ベンチャー企業

②

ブランドプロデューサー

- 海外ブランド推進委員会の開催
- 外部専門家によるハンズオン支援の実施

Aコース：

地域団体商標を切り口としたブランド戦略策定支援、プロモーションツールの作成 等

Bコース：

上記ブランド戦略に基づく、バイヤー、メディア招聘、商談会等を通じたブランドの構築 等

地域団体商標取得団体

中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業

令和2年度予算案額 **1.5億円（1.5億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 金融機関が中小企業の知財を活用した経営支援を可能にし、金融仲介機能の向上を目指す包括的な取組を実施します。
- 中小企業の知財を活用した経営を支援するため、知財を切り口とした事業性理解を進める金融機関に対し、「知財ビジネス提案書」を提供します。金融機関が提案書を活用し、中小企業に知財を切り口とした経営課題を解決・支援するよう促します。
- 知財を切り口とした事業性理解が十分でない金融機関に対しては、知財の普及・啓発の観点から「知財ビジネス評価書」を提供し、中小企業への融資判断や事業性理解を深めるよう促します。

成果目標

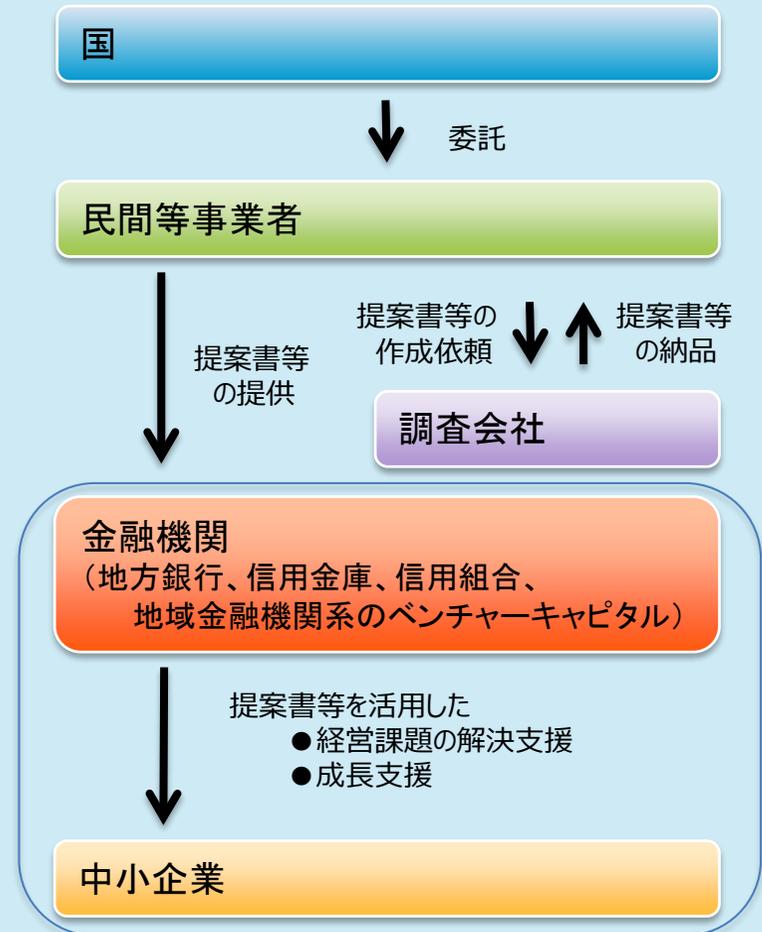
- 令和元年度から令和5年度までの5年間で、金融機関のうち、知財を切り口とした経営支援が可能な金融機関を150機関にする。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



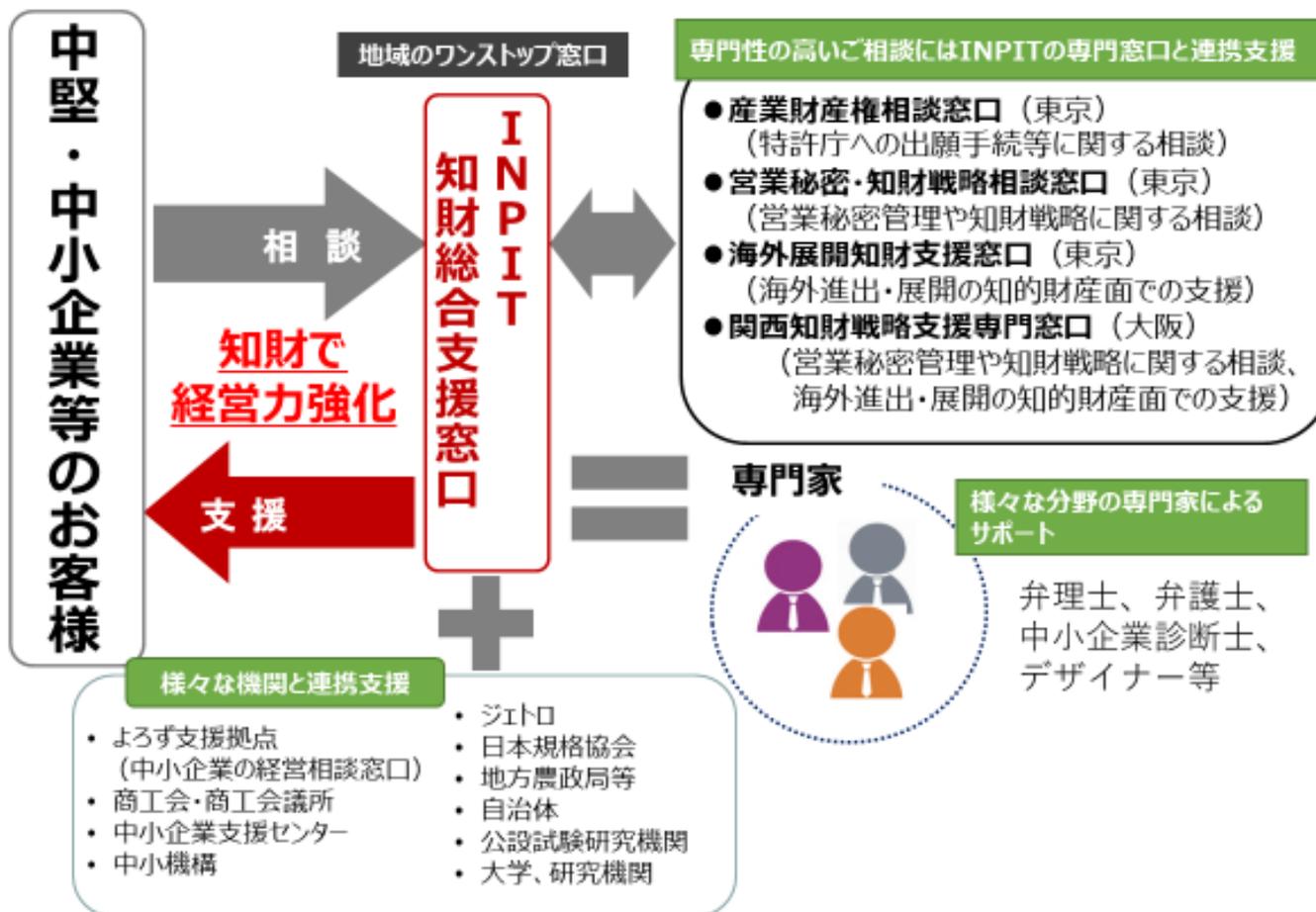
事業イメージ

- 知財ビジネス提案書・評価書の活用支援
金融機関からの申請により、中小企業の知財ビジネス提案書等を作成し、提供します。



知財総合支援窓口（（独）工業所有権情報・研修館（INPIT））

- 中小企業等が企業経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開、海外展開までの幅広い**知的財産の多様な課題を、ワンストップで解決する一元的な窓口**を平成23年度から47都道府県に設置。
- **弁理士や弁護士などの専門家の活用や、支援機関との連携等**、中小企業の人材・資金不足を補完しつつ、高度な知的財産の課題等を解決支援。



中小企業支援拠点との連携

- 地域の商工会・商工会議所や中小企業支援センター等との連携を図ることで、より広範なワンストップサービスを実現。中でも、よろず支援拠点との連携を強化しており、連携実績は平成30年度で2,342件。

農林水産省との連携

- 農林水産省主催の農林水産業普及指導員向け研修において事業及び活用事例等を紹介。窓口利用の促進と連携強化を図った。

特許情報分析活用支援事業（（独）工業所有権情報・研修館（INPIT））

- 「事業構想～研究開発段階」・「出願段階」・「審査請求段階」における支援を平成27年度から開始。
 - （1）特許情報分析に基づいて、無駄な研究開発投資を回避する研究開発戦略やオープン・クローズ戦略の策定等を通じ、個々の中小企業における**効果的な権利化等の知財活用**が実現。
 - （2）地域を支える中小企業、地方自治体、商工会議所や商工会等の経済団体及び生産者事業協同組合等も対象とすることで、**地域に対する知財支援を強化**し、地域ブランドの育成等、**地域の活性化**を促進。

支援策の概要

- ・中小企業等の費用負担が重い先行技術調査について、各段階（右図）のニーズに応じた包括的な先行技術調査を支援し、**効果的な権利化等の知財活用が実現**。
- ・①「事業構想～研究開発段階」及び②「出願段階」については、特許マップ等の作成及び企業訪問を通じた特許情報分析活用を支援。令和元年度は合わせて**100件の支援を予定**。**利用者自己負担なし**。
- ・③「審査請求前段階」にかかる特許調査・分析については、令和元年度は**100件の支援を予定**。**最低1万円の利用者自己負担あり**。

支援対象

- ・中小企業
- ・地方公共団体
- ・都道府県等中小企業支援センター
- ・商工会議所や商工会等の経済団体
- ・生産者事業協同組合
- ・大学、高等専門学校、高等学校等の養育機関 等



**個々の中小企業及び
地域に対する
知財支援の強化**

包括的な先行技術調査

①事業構想～研究開発段階

新分野への進出、新製品の開発を目指す中小企業等の研究開発戦略の作成を支援。



効果的な研究開発投資を促進。

②出願段階

中小企業に対するオープン・クローズ戦略の策定等、出願戦略の策定を支援。



強い権利の取得、権利化可能性の向上。

③審査請求前段階

公開特許文献等の調査を通じ、中小企業等の権利取得判断を支援。



無駄な審査請求の回避による知財活動費用の削減。



TOHOKUデザイン創造・活用支援事業（知財室事業）

背景・目的

東北地域においては、高い技術や確かな品質を備えた商材を提供する企業等は多数存在するものの、デザインによる商材の差別化・高付加価値化を意識し、実践できている企業等は希少である。商材の魅力をより強く内外に発信するためには、モノの形状やパッケージ等におけるデザインの創造・活用が非常に有効である。また、創造されたデザイン等を知的財産として認識し、権利として保護することも、デザインを活用していく上で重要である。そこで、本事業においては、デザインの創造・活用による東北地域の商材の販売促進・ブランド化を図るとともに、デザインの創造・保護・活用に対する意識啓発、制度普及を図ることを目的とする。

実施内容・形式

年度を通して以下の事業を関連を持たせながら実施することにより、効率的かつ効果的に本事業の目的の達成を図る。

「おいしい東北パッケージデザイン展」

①目的・実施内容

東北地域の魅力ある商材に対するパッケージデザインやキャッチコピー等を公募・展示する「おいしい東北パッケージデザイン展2019」を開催。

②参加者

デザイン対象商材提供者：
東北管内の中小企業等（8者）
デザイン応募提案者：
デザイナー・デザイン系学生等

「おいしいを一緒に作るデザインコンペ」

①目的・実施内容

選ばれたデザイナー3人が、商品開発段階から企業訪問を通じて商品の特徴やニーズを引き出すことで、企業とデザイナーが一体となり、より商品の魅力が伝わる商品を開発。

②参加者

デザイン対象商材提供者：
デザインの重要性を理解した中小企業等（2者）
デザイン応募提案者：地域に根付いたデザイナー（各3者）

フォーラム・交流会の開催

①目的・実施内容

東北地域の商材の魅力を内外に発信しながら東北管内における商材に対するデザインの創造・保護・活用に関する意識啓発、制度普及を図るとともに、関係者間のネットワークの構築を図るため、商材に対するデザインの創造・保護・活用の重要性に関するフォーラムを開催するとともに、優秀作品等の表彰及びフォーラム参加者等による交流会を開催。

②参加者

企業、デザイナー・デザイン系学生等、その他各種機関の関係者

③成果イメージ

デザインの創造・保護・活用に関するマインド及び知識の向上、関係者間ネットワークの構築等

デザイン活用商品の実用化支援

①目的・実施内容

優秀賞受賞作品の実用化に向けたデザイン改良、知的財産権に関するデザイナーとの契約、及び実用化製品の産業財産権（意匠・商標）権利取得等についての支援を実施。

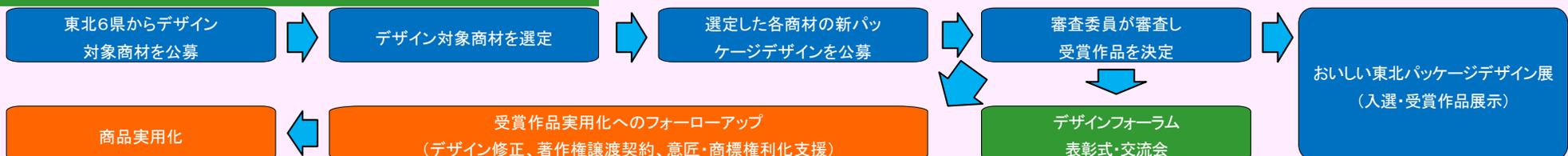
②対象者

「おいしい東北パッケージデザイン展2019」に参加した企業等（8者）
「おいしい東北パッケージデザイナーズコンペ2019」に参加した企業等（2者）

③成果イメージ

優秀賞受賞作品について翌年9月までの実用化、及び販売等の促進

「おいしい東北パッケージデザイン展」の開催概要



インバウンド需要拡大推進事業

令和元年度補正予算案額 **5.0億円**

東北経済産業局
商業・流通サービス産業課
観光・コンテンツ産業支援室
022-221-4914

事業の内容

事業目的・概要

- 訪日外国人客は増加しており、昨年は3千万人を越え、消費額は4.5兆円に達しています。地域活性化を進めるためには、観光消費を更に拡大していく必要があります。外国人目線で魅力ある商品・サービスづくりや環境づくりを推し進めることが必要です。
- このため、商品・サービスをまとめて提供する事業者と、外国人目線で商品・サービスづくりをできる国外関係者との連携（マッチング）を支援するとともに、事業者に対するアドバイス・磨き上げ・プロモーション等を支援します。
- また、地域の中小商業・サービス業のグループ等が、様々な企業と連携して、新たな商品・サービスを開発・導入する取組等を支援することにより、地域での訪日外国人消費額の増加、中小商業・サービス業の生産性の向上に繋がります。

成果目標

- 地域における訪日外国人消費額の増加を通じて、訪日外国人消費額の政府目標達成に寄与することを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

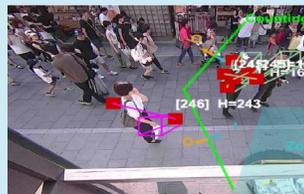
①外国人専門家との共創によるインバウンド需要拡大事業

- 顧客のライフスタイル・趣向・市場動向に沿う形でインバウンド需要開拓を行うため、国外関係者（バイヤー、デザイナー、メディア・インフルエンサー等）を招聘。国内の事業者（小売、DMC・DMO、地域商社等）と上記の国外関係者が連携して、国内事業者の扱う商品・サービスに対して、PR・プロモーション手法の組み立て、魅力的な展示を含めた各種アドバイスの提供、磨き上げ、商流構築等を実施。
- また、支援事業者間でのベストプラクティスの共有、国内外のネットワークの構築など、事業者単独では難しい側面支援を実施。



②インバウンド需要による地域消費拡大推進事業

- 地域の中小商業・サービス業等において、外国人観光客のニーズに対応した商品やサービスの多言語化等や、店舗データ分析を用いた経営の高度化による効果的な商品・サービスの提供等の推進により、地域における訪日外国人消費の拡大に寄与する取組を支援。



（画像出所）株式会社EBILAB資料

カメラによる入店率・購買率分析



（画像出所）株式会社Payke資料

店頭接客の多言語対応

商店街活性化・観光消費創出事業

令和2年度予算案額 **30.0億円（50.0億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 商店街は多種多様な店舗が集積し、「地域の顔」として、消費者に対して面的な魅力を提供しています。一方で、地域の需要や消費者ニーズの変化といった構造的な課題に直面するなど、経営環境等は厳しさを増しており、地域と連携した対応の必要性が増加しています。
- このような状況の中で、商店街を活性化させ、魅力を創出するためには、近年大きな伸びを示しているインバウンドや観光等の機会を捉え、地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、地域の来訪者の増加を促すことで、消費の喚起につなげるのが重要です。
- このため、本事業では、地域と連携した魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街等の取組を支援します。

成果目標

- 事業全体として、実際に事業を実施した箇所における売上の合計の変動が、他の類似の事業者の変動と比較して、良好に推移することを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

| | | |
|---|------------------|-----------------------------|
| 国 | (1) 補助 (2/3以内) | 商店街等組織、 商店街等組織と民間事業者の連携体 |
| | (2) 補助 (2/3以内) | |
| | (3) 補助 (10/10定額) | |

※補助金上限額と下限額は、(1)～(3)の合計額で補助金上限額2億円、下限額200万円。

事業イメージ

(1) インバウンド・観光・創業等の需要を取り込む環境整備の取組

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施する免税対応施設やWi-Fi設備、ゲストハウスやシェアキッチン・オフィスの整備など、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込むために効果的な商店街等の環境整備について、消費の喚起につながる実効性のある取組等を支援します。



免税対応設備を備えた施設



ゲストハウスの整備



(画像出所) MIDOLINO_資料
シェアキッチンの整備

(2) インバウンド・観光・創業等の需要を取り込むイベント等の取組

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施する地元グルメPR、茶道や料理等の日本文化の体験、世界遺産と連携したイベントなど、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込むために効果的な商店街等の取組について、消費喚起につながる実効性のある取組等を支援します。



地元食材を活用した取組



文化の体験イベント



観光資源等と連携した取組

(3) 専門家派遣事業

商店街が直面する消費ニーズの変化などの構造的な課題に対応し、商店街の魅力を向上させ、より実効性の高い取組となるよう、取組を実施する商店街等に対する専門家の派遣を支援します。

キャッシュレス・消費者還元事業

令和元年度補正予算案額 **1,497億円**

事業の内容

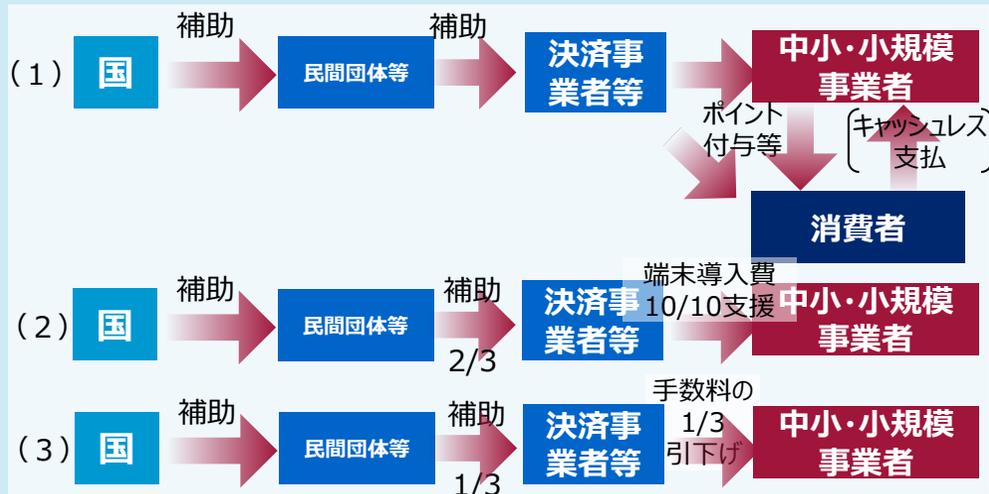
事業目的・概要

- 令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援します。
- 本支援を実施することで中小・小規模事業者における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進します。

成果目標

- 本事業の効果も含めて、2025年までに民間最終消費支出に占めるキャッシュレス決済比率40%を実現します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 消費者への還元

- 令和元年10月1日の消費税率引上げ後9か月間について、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗については5%、フランチャイズチェーン加盟店等については2%を消費者に還元します。

①社会通念上不適切と考えられる者、②消費税率引上げに伴い別途の支援策が講じられる取引、③消費税非課税となっている物品やサービスの購入などの支払い手段となるものに係る取引、④一部の消費税非課税取引がその取引の太宗を占めると考えられる者などを除き、幅広く中小・小規模事業者を対象とします。

- なお、決済事業者は、当該中小・小規模事業者に課す加盟店手数料を3.25%以下にしておく必要があります。
- 補助にあたっては、決済事業者が中小・小規模事業者に提供するキャッシュレス決済のプランを提示し、その中から、中小・小規模事業者が自らに望ましいプランを選択します。

(2) 決済端末等の導入補助

- (1)の枠組みに沿って中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入する際に、必要な端末等導入費用の1/3を決済事業者が負担することを前提に、残りの2/3を国が補助します。

(3) 決済手数料の補助

- (1)の枠組みに沿って中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を行う際に決済事業者に支払う加盟店手数料(3.25%以下)の1/3を、期間中補助します。

(4) キャッシュレス決済の周知・普及

- キャッシュレス決済は、中小・小規模事業者にとって、レジ締めの手間やコストが省けるなど生産性を高めることができ、消費者にとっても、A T Mから現金を引き出す手間が省けるなどのメリットがあります。
- こうしたキャッシュレス化のメリットや本事業の内容を分かりやすく周知・普及します。

キャッシュレス・消費者還元事業

令和2年度予算案額 **2,703億円**

事業の内容

事業イメージ

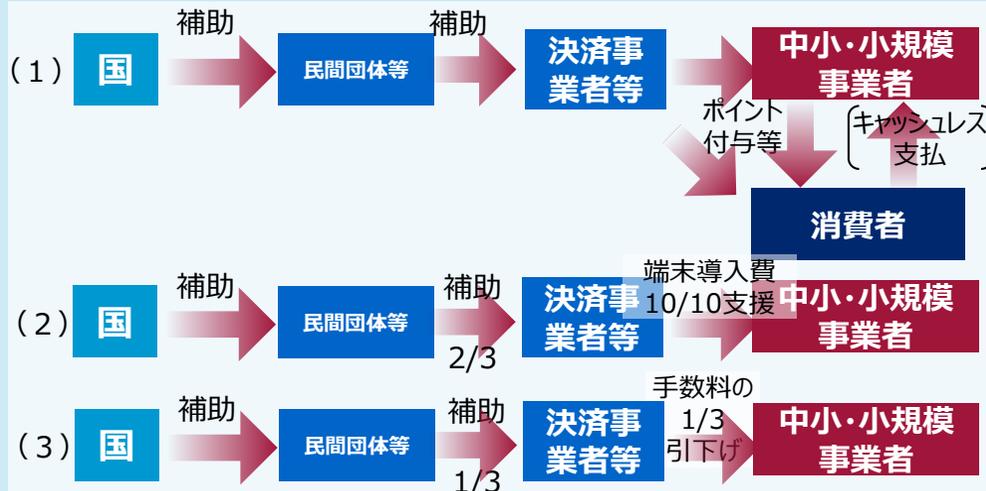
事業目的・概要

- 令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援します。
- 本支援を実施することで中小・小規模事業者における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進します。

成果目標

- 本事業の効果も含めて、2025年までに民間最終消費支出に占めるキャッシュレス決済比率40%を実現します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



(1) 消費者への還元

- 令和元年10月1日の消費税率引上げ後9か月間について、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗については5%、フランチャイズチェーン加盟店等については2%を消費者に還元します。

①社会通念上不適切と考えられる者、②消費税率引上げに伴い別途の支援策が講じられる取引、③消費税非課税となっている物品やサービスの購入などの支払い手段となるものに係る取引、④一部の消費税非課税取引がその取引の太宗を占めると考えられる者などを除き、幅広く中小・小規模事業者を対象とします。

- なお、決済事業者は、当該中小・小規模事業者に課す加盟店手数料を3.25%以下にしておく必要があります。
- 補助にあたっては、決済事業者が中小・小規模事業者に提供するキャッシュレス決済のプランを提示し、その中から、中小・小規模事業者が自らに望ましいプランを選択します。

(2) 決済端末等の導入補助

- (1)の枠組みに沿って中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入する際に、必要な端末等導入費用の1/3を決済事業者が負担することを前提に、残りの2/3を国が補助します。

(3) 決済手数料の補助

- (1)の枠組みに沿って中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を行う際に決済事業者に支払う加盟店手数料(3.25%以下)の1/3を、期間中補助します。

(4) キャッシュレス決済の周知・普及

- キャッシュレス決済は、中小・小規模事業者にとって、レジ締めの手間やコストが省けるなど生産性を高めることができ、消費者にとっても、ATMから現金を引き出す手間が省けるなどのメリットがあります。
- こうしたキャッシュレス化のメリットや本事業の内容を分かりやすく周知・普及します。

マイナポイント事業実施に伴うキャッシュレス決済端末導入支援事業

令和2年度予算案額 **20.0億円**

事業の内容

事業イメージ

事業目的・概要

- 令和2年9月から令和3年3月までの期間、総務省において、マイナンバーカードを活用した消費活性化策を実施し、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を切れ目無く下支えします。
- これに伴い、マイナンバーカードを活用した消費活性化策の効果を中小・小規模事業者にもしっかりと行き渡らせるため、経済産業省において、中小・小規模事業者のキャッシュレス決済端末等の導入を支援します。

成果目標

- 本事業の効果も含めて、2025年までに民間最終消費支出に占めるキャッシュレス決済比率40%を実現します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



決済端末等の導入補助

- 令和2年7月から令和3年3月までの間、中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入する際に、必要な端末等導入費用の1/2を国が補助します。
- 補助にあたっては、決済事業者が端末等を導入する中小・小規模事業者に対して、端末操作に関する説明・フォローアップを行うことを条件とします。

【対象となる中小・小規模事業者のイメージ】



【対象となる決済端末のイメージ】



コンテンツグローバル需要創出促進・基盤整備事業

令和元年度補正予算案額 **31.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 日本のコンテンツ産業の更なる成長のためには、増大する海外需要の獲得が重要です。コンテンツの海外展開は、市場獲得のみならず、日本ブームの創出にも寄与します。
- 海外需要を獲得するためには、海外作品と互するべく大規模なコンテンツ製作に資するビジネスモデルを浸透させるとともに、海外市場に挑戦するクリエイターを後押しする必要があります。あわせて、日本の強みであるデジタル技術をコンテンツ分野に導入し、日本発のコンテンツを生み出す土壌を耕していくことが重要です。
- こうした現状を踏まえ、
 1. コンテンツの海外展開におけるローカライズ・プロモーション、
 2. 海外向けコンテンツ製作に資する資金調達手法・人材育成、
 3. デジタル技術による産業構造の強靱化・重層化、
 の支援を行います。

成果目標

- 2025年までに、文化GDPを約18兆円（GDP比3%程度）にすることに貢献します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. コンテンツの海外展開におけるローカライズ・プロモーションの支援

- 日本発のコンテンツの海外展開におけるローカライゼーション及びプロモーションを支援し、海外需要の獲得等を促進。



2. 海外向けコンテンツ製作に資する資金調達手法・人材育成の支援

- コンテンツの本格的な製作に必要な資金調達のための試作映像等の企画・開発を支援し、①コンテンツ製作に対する外部資金の流入の確立、②企画・開発から対外発信まで行える人材の育成・輩出を促進。



3. デジタル技術による産業構造の強靱化・重層化の支援

- 制作工程を効率化するシステム開発の支援により、生産性向上・制作現場改善。



- 企業等が発信するストーリー性のある映像（ブランDED・コンテンツ）の制作・デジタル配信の支援により、コンテンツの新たな流通・マネタイズを創出。



- 先進技術を活用した新たな形のコンテンツの開発の促進により、競争力の高いコンテンツを創出する基盤を形成。

地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業

令和2年度予算案額 **5.0億円（新規）**

事業の内容

事業目的・概要

- 地域において過疎化が進む一方で、地域・社会課題は多様化・複雑化しており、地方公共団体やNPO法人等の地域内の関係主体だけで課題に対応していくことが困難になりつつあります。
- このため、地域内外問わず、事業の実施主体となる中小企業等※が、地域内の関係主体と連携しつつ、地域・社会課題解決と収益性との両立を目指す取組み（「地域と企業の持続的共生」）を支援します。
（※中小企業等：中小企業、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人）
- 具体的には、中小企業等（大企業との連携を含む）が、複数の地域に共通する地域・社会課題（例：生活サービスの提供、地域の活性化、地域資源の活用等）について、隣接地域を巻き込んだり、点在する地域を束ねたりするなどして、技術やビジネスの視点も取り入れながら一体的に解決しようとする取組みを支援し、成功事例の他地域への普及を促進します。
- また、起業家教育の導入を推進し、起業への関心や起業家に必要とされるマインドの向上を図ることにより、将来の創業者の育成を行います。

成果目標

- 本事業を通して、地域・社会課題をビジネス目線で解決するサービスモデルの構築、価値評価や収益性等の検証とその自立化と展開を目指す。
- 地域における持続的な課題解決事業の定着率を令和6年度に60%にするとともに、創業への関心度合が高まった参加者割合70%を目指す。

条件（対象者、対象行為、補率等）



事業イメージ

(1) 課題解決プロジェクトの実証

中小企業等（大企業との連携を含む）が、自らもしくは複数社で連携し、①隣接した複数地域、または②点在する複数地域から抽出して束ねられた課題解決の取組みや、付加価値を向上させる取組みを支援します。
【補助率：2/3、補助対象：中小企業等に限る】

<想定されるプロジェクトの例>

- 例：人手不足に悩む複数地域において、企業や自治体業務にRPA技術等を導入することで、人手に依存してきた調査・報告、申請業務等の間接業務を自動化し、地域の生産性を向上させる中小企業等を支援します。
- 例：空き店舗が増加している地域（商店街等）で魅力あるコンテンツにより活性化を図る取組みを複数地域で展開する中小企業等を支援します。
- 例：公共交通網の維持が困難となっている複数地域において、福祉法人等が所有する送迎車を活用する配車システムやアプリを構築し、地域住民が気軽に外出できる環境を創出することで、地域住民の体力維持や介護負担の抑制に貢献する取組みを行う中小企業等を支援します。

その他、複数地域の公共施設の一括受託管理や通信基盤を活用した複数地域へのサービス提供等を行う中小企業等によるプロジェクトも想定されます。

(2) 地域・社会課題の解決支援

実際に地域・社会課題を解決した「起業」を経験した経営者を起業家教育の現場に講師派遣することなどにより、創業機運醸成の取組みを活性化します。

多様なモビリティ導入支援事業

令和元年度補正予算案額 7.7 億円

東北経済産業局
自動車・航空機産業室
022-221-4803
商業・流通サービス産業課
022-221-4914

事業の内容

事業目的・概要

- 高齢運転者による交通事故が社会問題となる中、高齢者が自動車に頼らずに日常生活を円滑に営むことができるよう、高齢者や地域に合わせた様々な移動手段の確保が課題となっています。

そこで、以下の事業を実施します。

(1) 電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業

高齢者等に対して安全講習会の実施を前提とした貸出事業を支援するとともに、利用形態に係るデータを収集します。

(2) 電動車いす等安全対策・普及推進事業

高齢運転者の自動車乗り換え対象として、電動車いす等の認知度を向上するため、安全対策を含めた普及促進を行うとともに、利用可能性を拡大するための実証事業を行います。

成果目標

- 自動車に代わる移動手段として、電動アシスト自転車への切り替えを促すため、電動アシスト自転車の利用回数の増加を目指します。
- 自動車に代わる移動手段として、電動車いす等の認知度の向上及び利用可能性の拡大を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業



(2) 電動車いす等安全対策・普及推進事業



事業イメージ

1. 電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業

- 電動アシスト自転車については、一般用自転車と比べて脚力を要しない等、移動距離によっては高齢者の自動車の代替手段となりうることで期待されていることから、高齢者に対して自転車に関する基本的な交通ルール等の再教育と、乗り方講習を含めた安全講習会の実施を前提とした電動アシスト自転車の貸出事業を行う民間団体等へ、支援を実施します。
- 利用者の移動形態等を収集可能な、GPSロガー等のIoT端末を搭載した自転車を導入することで、自転車利用者の行動範囲等を取得し、今後の免許返納の促進を見据えて、多様なモビリティ普及促進施策の検討のためのデータ収集を行います。

2. 電動車いす等安全対策・普及推進事業

- 電動車いすについては、運転免許が不要で運転も容易であることから、高齢者の移動に際して自動車の代替手段になりうることで期待されています。
- 高齢者に対する電動車いす等の安全対策を含めた普及促進を行うため、都市部や地域における実証や、空港、観光地などの施設等における利用可能性を拡大するための実証を行います。
- また、都市部や地域における実証では、IoT端末を搭載した電動車いす等を利用することにより、地域による利用状況の特性の違い等、多様なモビリティ普及促進施策の検討のためのデータ収集を行います。

製品イメージ

電動アシスト自転車



電動車いす



サポカー補助金

令和元年度補正予算案額 **1126.7億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 高齢運転者の交通安全対策は、政府全体の喫緊の課題です。
- 他方、車両や歩行者との衝突事故防止を図る装置を備える安全運転サポート車は、高機能であるため価格が高く、そもそも買替え需要の低い高齢運転者の買替えが進まない現状があります。
- このため、65歳以上の高齢者を対象に、対歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載した新車または中古車に対する定額の導入補助を行うことで、高齢運転者の安全運転サポート車導入を加速化します。
- また、既販車に対しては、後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置の導入補助を行います。

成果目標

- 令和3年度にかけて、65歳以上高齢者の安全運転サポート車保有率が5倍となるなど、高齢者に対する安全運転サポート車の普及を促進します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 補助対象・単価

- 1、①対歩行者衝突被害軽減ブレーキや②ペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載する車

①かつ②を搭載する車両 ①のみを搭載する車両

| | | |
|------|-------------|------------|
| 登録車 | 10万円 | 6万円 |
| 軽自動車 | 7万円 | 3万円 |
| 中古車 | 4万円 | 2万円 |

- 2、後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置

| | |
|--------|------------|
| センサー有り | 4万円 |
| センサー無し | 2万円 |

(2) 対象となる性能のイメージ

●衝突被害軽減ブレーキ

車載のレーダーやカメラにより前方の車両や歩行者を検知し、衝突の可能性がある場合には、運転者に対して警報します。さらに衝突の可能性が高い場合には、自動でブレーキを作動します。

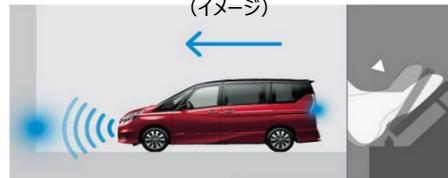
(イメージ)



●ペダル踏み間違い急発進抑制装置

停止時や低速走行時に、車載のレーダー、カメラ、ソナーが前方の壁や車両を検知している状態でアクセルを踏み込んだ場合には、エンジン出力を抑える等により、急加速を防止します。

(イメージ)



※日産自動車HPより

医工連携イノベーション推進事業

令和2年度予算案額 **21.4億円（新規）**

事業の内容

事業目的・概要

- 医療ニーズに応えるための医療機器の開発について、我が国の中小企業が有する高度なものづくり技術を活用した開発・事業化を支援します。
- 特に、国際競争力のある日本発の高度管理医療機器等の開発やベンチャー企業の参入を促進し、医療機器産業のイノベーションを推進します。
- また、医療機器の開発に際し、知財・法務等の課題や、異業種からの新規参入、国際展開に関する課題に対応するため、全国76カ所に展開する『医療機器開発支援ネットワーク』を通じ、専門コンサルタントによる対面助言（伴走コンサル）等を行い、切れ目ない支援を実施します。

成果目標

- 本事業による助成終了後、5年経過した時点で採択課題の30%以上の製品について上市（事業化）を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

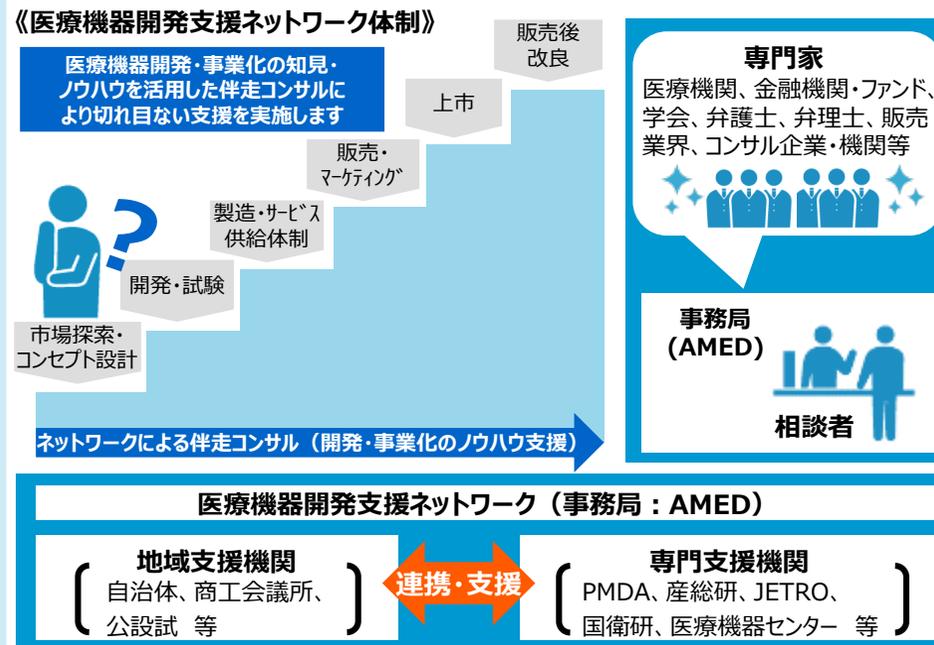


事業イメージ

（1）医療機器開発・事業化の支援（令和2～6年度）

- ものづくり企業、ベンチャー企業、医療機関等の連携により行う、医療現場のニーズに応える医療機器の開発・事業化を支援します。
- 補助対象経費上限：1億円/年 ● 補助率：2/3 ● 事業期間：3年程度
※治験を実施するテーマの補助対象経費の上限1.5億円/年
- ベンチャー企業の参入促進を図るため、ベンチャーキャピタルによる対応が困難なアリーステージの取り組み（コンセプトの実証等）を支援します。
- 事業規模：2,000万円/件（委託） ● 事業期間：2年

（2）医療機器開発支援ネットワークの充実（令和2～6年度）



※国際弁護士・弁理士、国際薬事コンサルタント等を含め充実・強化予定。

ロボット介護機器等福祉用具開発標準化事業

令和2年度予算案額 **11.9億円（14.4億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 介護需要の増加や慢性的な介護人材不足という社会課題をロボット技術により解決するため、高齢者の自立支援等に資するロボット介護機器の開発を支援します。また、ロボット介護機器導入の効果に関する評価や、海外展開に繋げるため標準化等の環境整備を行います。
- 高齢者や障害者の自立の促進、活動を広げる製品や介護者の負担の軽減等に資する福祉用具の研究開発を支援します。令和2年度からは、特に、事故防止や安全対策等の社会課題への対応を行います。

成果目標

- 重点分野のロボット介護機器導入台数について、2030年までに8,000台を目指します。
- 本事業による助成終了後、3年経過した時点で、50%以上の製品について市場化されていることを目指します。
 - 本事業の支援により、市場化した製品について販売後2年を経過した時点で50%以上が継続的に売り上げがあることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) ロボット介護機器開発・標準化事業（平成30年度～令和2年度）

- 厚生労働省と連携して策定した重点分野について、高齢者の自立支援等に資するロボット介護機器の開発を支援します。
 - 補助対象経費上限：1億円/年 ●補助率：2/3、1/2
- ロボット介護機器導入の効果に係る評価を実施します。また、新たな機器の安全基準を策定するとともに、安全性に関する国際規格（ISO13482）とEUの基準適合マーク（CEマーク）との連携等を進めます。

ロボット技術の介護利用における重点分野

（平成24年11月 経産省・厚労省公表、平成26年2月、平成29年10月改定）



(2) 課題解決型福祉用具実用化開発支援事業（平成5年度～）

- 福祉用具開発を担う企業とユーザー評価を行う機関等が連携した開発・実用化を支援します。
 - 補助対象経費上限：2,000万円/年 ●補助率：2/3、1/2

【成果事例】

- 高齢者及び障害者のQOL向上を目指した機器
軽量で走破性に優れた電動車椅子の前輪とモーター
- 高齢者の日常動作を支援する機器
多機能で簡易な下向き動作補助手摺棒装架腰掛



② 資源・エネルギー関連施策

生産設備におけるエネルギー使用合理化等事業者支援事業 費補助金

令和元年度補正予算案額 **50.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業等の工場・事業場等における生産性及び省エネ性能の高い生産設備投資を支援することで、エネルギーコストの低減及び生産性の向上を促進し、競争力の強化に繋がります。
- 従来の事業（設備単位）では補助の対象外としていたレーザー加工機や射出成形機など、生産性及び省エネ性能の高い特定の生産設備を対象とし、導入する設備ごとの省エネ効果等で簡単に申請が行える制度を創設します。

成果目標

- 生産性及び省エネ性能の高い設備更新支援を通して、長期エネルギー需給見通しにおける令和12年度の省エネ目標(5,030万kl)の達成に寄与することを目指すとともに、中小企業者等のエネルギーコストの削減及び生産性を向上させ、競争力を強化します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

省エネ性・生産性向上設備への更新等を支援

※設備例



省エネ性・生産性の向上

競争力強化

対象者 国内で事業活動を営んでいる中小企業者等

補助率 1 / 3 以内

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

令和2年度予算案額 **459.5億円（551.8億円）** ※（）内のうち臨時・特別の措置120.4億円。

事業の内容

事業目的・概要

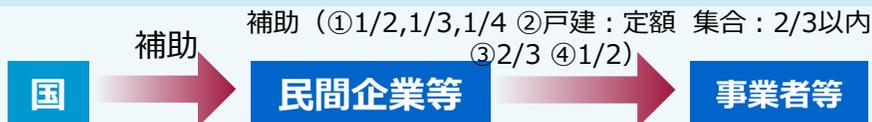
- 工場・事業場、住宅、ビルにおける省エネ関連投資を促進することで、エネルギー消費効率の改善を促し、徹底した省エネを推進します。

- 工場等における電化等のための省エネルギー設備への入替支援対象設備を限定しない「工場・事業場単位」及び申請手続が簡易な「設備単位」の高度な省エネ取組を重点的に支援します。
- ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）の実証支援
再エネ自家消費・省エネ深堀を目指したZEHや、超高層の集合住宅におけるZEHの実証等により、新たなZEHモデルの実証を支援します。
- ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援
ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1万m²以上、既築：2千m²以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図ります。
- 次世代省エネ建材の実証支援
既存住宅において省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援します。

成果目標

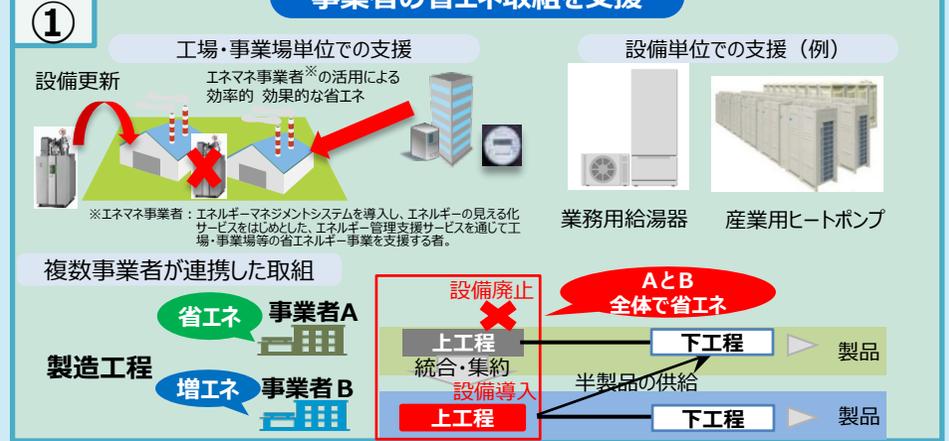
- 平成10年度から令和2年度までの事業であり、令和12年度省エネ見通し（5,030万kl削減）達成に寄与します。また、新築住宅の平均でZEH実現と新築建築物の平均でZEBを目指します。
- 令和2年度までに①により累計約820万kl削減を、②～④により新築注文戸建住宅の過半数のZEH実現と公共建築物におけるZEB実現及び、省エネリフォーム件数の倍増（平成23年度比）を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

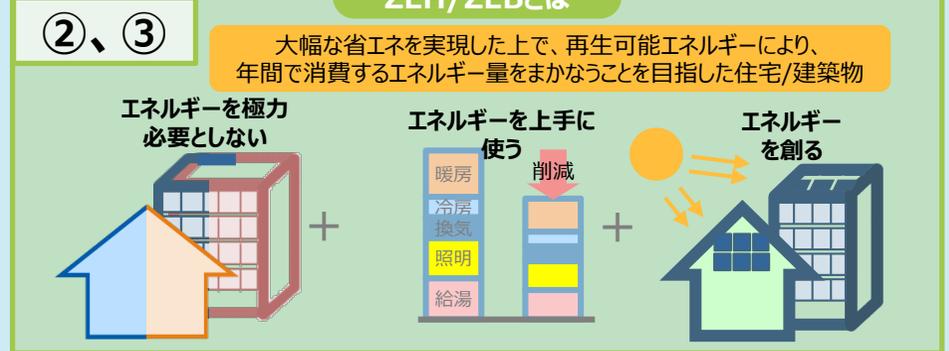


事業イメージ

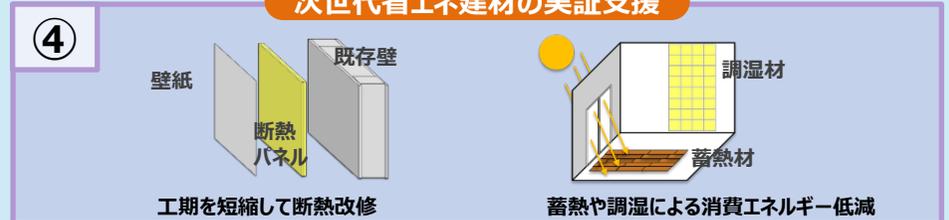
事業者の省エネ取組を支援



ZEH/ZEBとは



次世代省エネ建材の実証支援



中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金

令和2年度予算案額 **9.6億円（10.7億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 省エネルギー診断や省エネ相談地域プラットフォームの構築など、中小企業等の省エネを推進するための支援を行います。

(1)省エネ診断事業・情報提供事業（平成26年度～令和2年度）

中小企業等に対して省エネ診断を無料で実施し、診断で得られた事例を様々な媒体を通じて横展開するとともに、自治体や民間団体等が実施する省エネ関連のセミナーに講師を無料で派遣します。

(2)地域の省エネ取組支援事業（平成16年度～令和2年度）

省エネやCO2削減に係る相談に対応できる支援拠点を全国に構築する(省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業)とともに、地域の省エネ相談に係る窓口や支援施策などをポータルサイトに公開し(地域の省エネ推進情報提供事業)、地域における省エネ支援の充実を図ります。

成果目標

- 省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理の実施により、令和12年度の省エネ効果235.3万klを目指します。それに向け、令和2年度は104万klの省エネ効果を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

(1)省エネ診断事業・情報提供事業



(2)地域の省エネ取組支援事業



事業イメージ

(1) 省エネ診断事業・情報提供事業

省エネ診断

工場・ビル等のエネルギーの管理状況を診断し、設備の運用改善や高効率設備への更新等の提案を行う。

【改善提案例】

- ・空調の運用改善
- ・照明の運用改善
- ・照明の高効率化更新
- ・ボイラの空気比適正化
- ・ダイヤモンド監視装置の活用
- ・蒸気・温水用配管、バルブ等の保温対策



情報提供

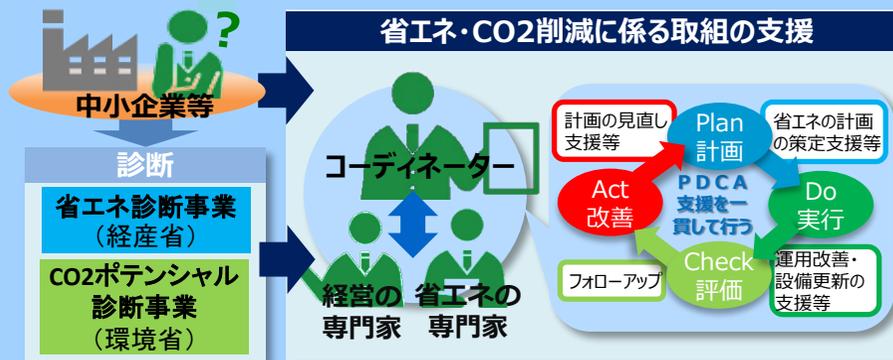
診断によって得られた事例の横展開や省エネ関連のセミナーへの無料講師派遣を行う。



(2) 地域の省エネ取組支援事業

■省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業

エネルギー使用状況の把握から省エネ計画の策定・実施・見直しまで、経営状況も踏まえつつ、中小企業等の取組を一貫して支援



災害時に備えた社会的 중요インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

令和元年度補正予算案額 **39.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 災害・停電時において、多数の避難者が発生する避難所等や、生活必需品等を扱う事業所等の社会的 중요インフラの機能を維持するためには、自家発電設備及びその稼働を確保するための燃料を「自衛的備蓄」として確保することが必要です。
- このため、こうした社会的 중요インフラにおける、自家発電設備及び燃料タンクの導入を支援します。

※本補助事業の内訳及び担当課は以下のとおり

・中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業 (中小企業課)

- 中小企業等における自家発電設備等の導入を支援

・石油ガス(LPガス)災害バルク等の導入補助金 (資源・燃料課)

・石油製品タンク等利用促進対策事業 (資源・燃料課)

- 公的避難所の他、多数の避難困難者が生じる施設等において、燃料タンク及び自家発電設備等の導入を支援

成果目標

- 多数の避難者が発生する避難所等や、生活必需品等を扱う事業所等の社会的 중요インフラの災害対応力の強化を目指します。

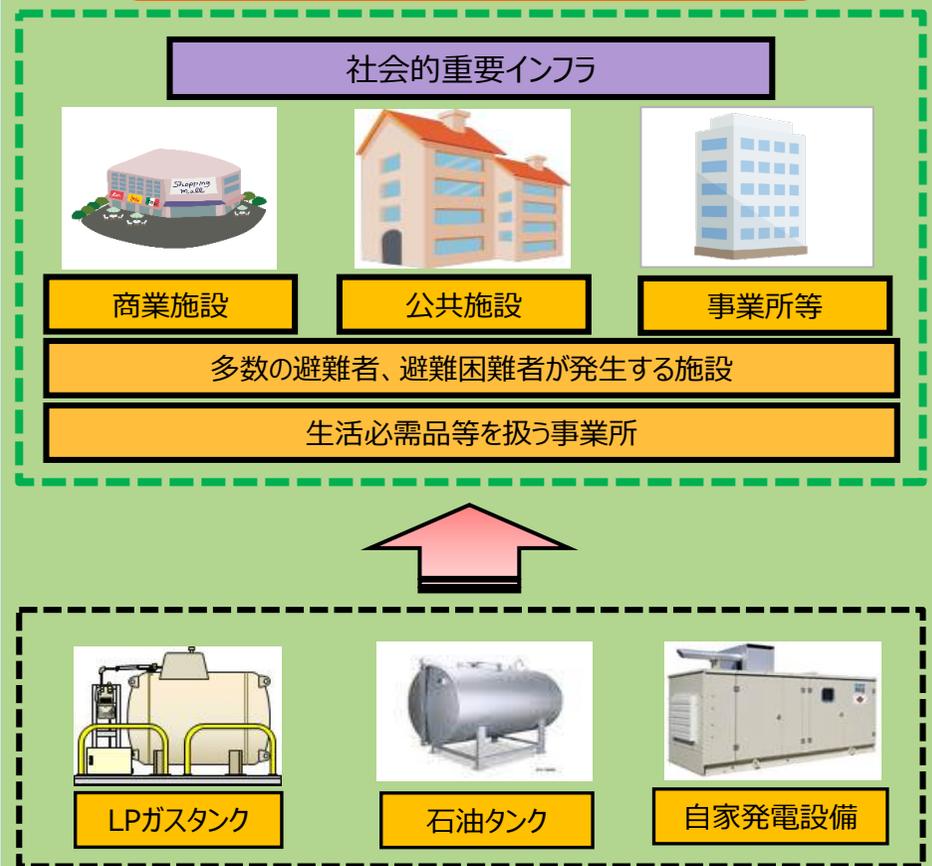
条件 (対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

分散型エネルギーであるLPガス・石油製品を利用した、LPガスタンク、石油タンク、自家発電設備等の設置を支援します。

需要家側への自家発電設備導入・燃料備蓄の推進



災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な 燃料備蓄の推進事業費補助金

令和2年度予算案額 **48.5億円 (33.8億円)**

うち臨時・特別の措置として18.5億円 (28.8億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 災害時において、道路等が寸断した場合に、サービスステーション（SS）やLPガス充てん所などの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるための燃料を「自衛的備蓄」として確保することは、災害時における施設機能の継続を確実にする有効な方策です。
- このため、避難所や多数の避難者・避難困難者が発生する施設等の社会的重要なインフラ等への燃料備蓄を推進すべく、LPガスタンクや石油タンク等の設置を支援します。

成果目標

- 多数の避難者が発生する避難所等への導入を促進するため、社会的重要なインフラにLPガス・石油製品の「自衛的備蓄」を促し、災害対応力の強化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

分散型エネルギーであるLPガス・石油製品を利用した、LPガスタンク、石油タンク、自家発電設備等の設置を支援します。

需要家側への燃料備蓄の推進



離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業費

令和2年度予算案額 **44.6億円** (40.5億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 離島・SS（サービスステーション）過疎地（※）等における石油製品の安定的かつ安価な供給を確保するため、離島における本土からの輸送費等の追加的なガソリンの流通コスト相当分の補助や石油製品の安定供給体制等を構築する取組、SS過疎地を中心としてSSの環境・安全対策等を支援します。

（※）SS過疎地：市町村内のSS数が3カ所以下の地域

（1）離島のガソリン流通コスト対策事業費

輸送形態と本土からの距離に応じて補助単価を設定し、ガソリン価格が実質的に（追加的な流通コスト相当分）下がるよう支援します。

（2）離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費

地域ごとに関係者（自治体、事業者（元売・地元販売店）、需要家など）による検討の場を設け、石油製品の流通合理化策や安定供給体制を構築する取組等を支援します。

（3）環境・安全対策等

SS過疎地を中心として、SS設備に係る環境・安全対策や流通合理化対策のため、

- ①地下タンクからの危険物漏洩防止のための補強工事や漏洩点検検査、
- ②地下タンク等の撤去、SSの統合・集約・移転等を支援します。

成果目標

- 本事業を通じて離島・SS過疎地等における石油製品の安定供給体制維持の実現を目指します。

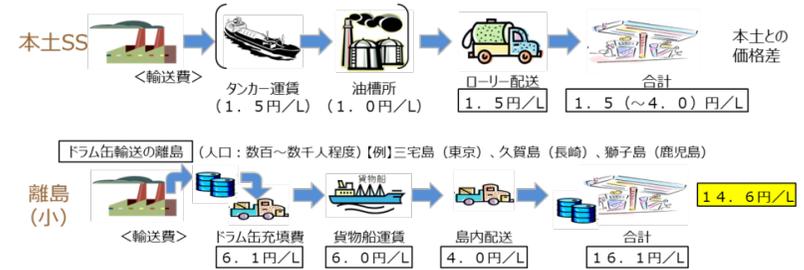
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（1）離島のガソリン流通コスト支援事業

- 離島におけるガソリンの追加的な輸送コスト相当分を補助



（2）離島の石油製品の流通合理化策・安定供給体制等の検討

- 島内油槽所や給油所の石油製品備蓄増強による安定供給体制の確立
- 石油製品の海上輸送・島内輸送方法の見直しによる流通合理化等

（3）環境・安全対策等

- 漏洩防止対策、土壌汚染の早期発見
- 地下タンク等の放置防止、SSの統合・集約・移転 等

＜漏洩防止対策の例＞

- ・内面ライニング施工
- ・電気防食システム設置
- ・精密油面計設置
- ・危険物の漏れの点検に係る検知検査 等

＜地下タンク等の撤去のイメージ＞



社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備 導入支援事業費補助金

令和2年度予算案額（臨時・特別の措置） **43.0億円（40.0億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 近年、地震や台風、集中豪雨などの大規模災害の発生頻度が高くなっており、停電により社会経済活動に甚大な影響が及ぶ事態も生じています。このため、災害発生時でも、強靱性の高い中圧ガス導管等でガスの供給を受けられる施設に、災害時に発電もできる天然ガス利用設備を普及させることが重要です。
- また、天然ガスは化石燃料の中で燃焼時の単位あたりのCO2排出量が最も低いなど、優れた環境特性を持っており、環境対策の観点からも、天然ガス利用設備の普及促進も着実に進めていくことが重要です。
- 本事業では、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入に対し補助することで、停電時のエネルギー確保を通じた社会経済活動の維持及び平時からの環境対策を図ります。

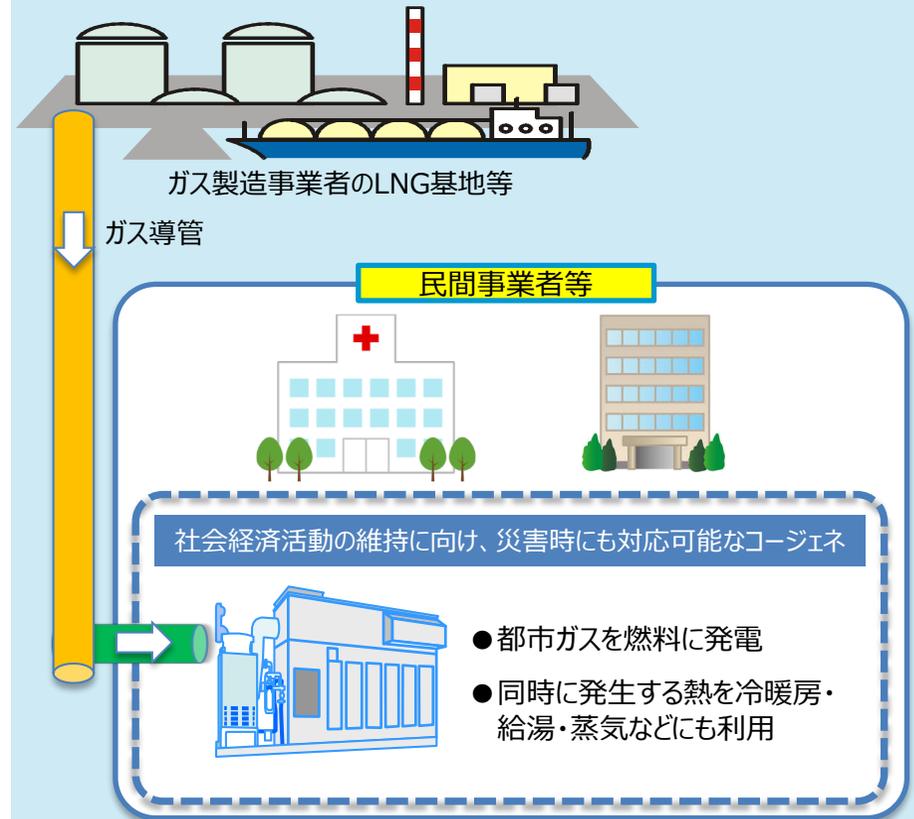
成果目標

- 平成30年度から令和2年度までの事業であり、令和2年度までに、政府想定地震対象エリア及び政令指定都市等大都市の50%以上の市区町村への停電対応型^(※)ガスコージェネレーションシステムの導入を目指します（令和元年度までの導入見込みは約43%）。
- (※) 停電を検出すると自動的に自立運転に切り替わる。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



<補助対象>

中圧ガス導管等でガス供給を受けている、病院・ビル・工場等に、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入等を行う民間事業者等。

天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金

令和2年度予算案額 **7.0億円（8.0億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 天然ガスは化石燃料の中で燃焼時の単位あたりのCO2排出量が最も低く、窒素酸化物の排出量も少ないという優れた環境特性を持っており、天然ガス利用設備の普及を促進し、石油等からの天然ガスシフトを着実に進めていくことが重要です。
- また、災害時の強靱性の向上の観点から、耐震性の高い中圧ガス導管等から供給を受ける施設に、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備を普及させることが重要です。
- 本事業では、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入及び機能維持・強化を行う事業者に対し補助することで、天然ガスシフトの促進及び災害時の強靱性の向上を図ります。令和2年度においては、50件程度の採択を予定しています。

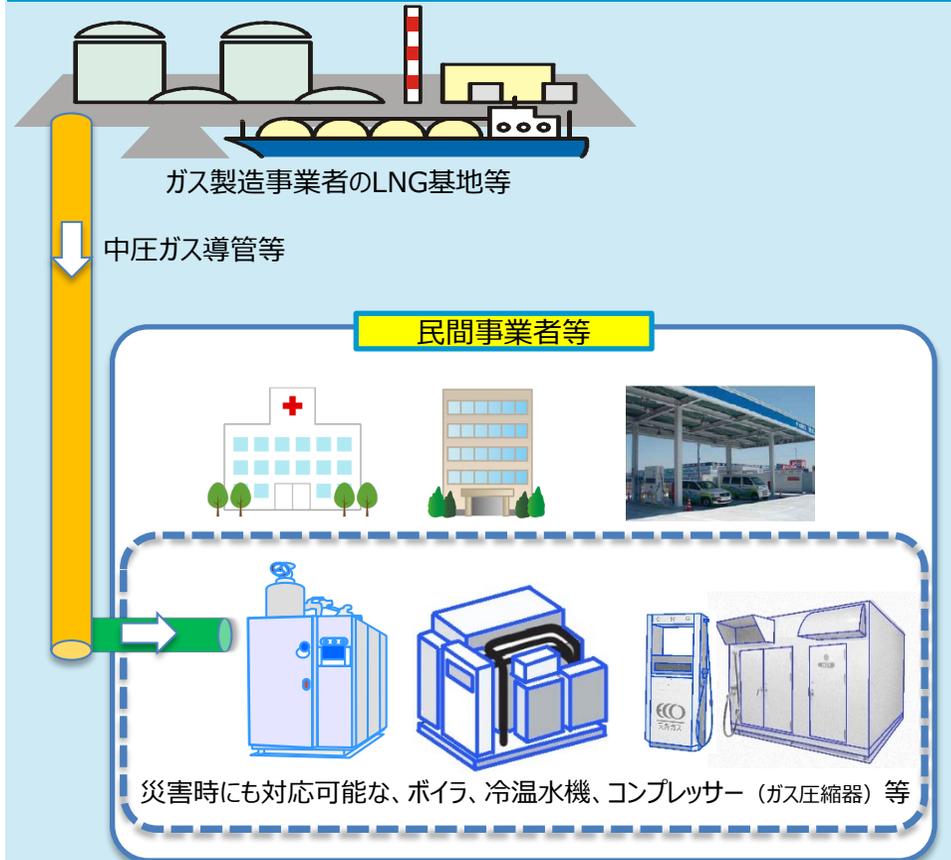
成果目標

- 平成29年度から令和3年度までの事業であり、令和2年度までに約5.3万t/年、事業終了の令和3年度までに約6.3万t/年のCO2削減を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



<補助対象>

中圧ガス導管等でガス供給を受けている、病院・ビル・工場・天然ガスステーション等に、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入及び機能維持・強化を行う民間事業者等。

災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用 設備導入支援事業費補助金

令和元年度補正予算案額 19.0億円

事業の内容

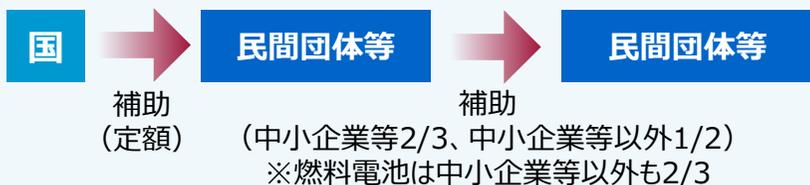
事業目的・概要

- 令和元年台風第15号において、長期間にわたる大規模な停電が発生し、市民生活環境へ甚大な影響を及ぼしました。こうした事態に備え、耐震性を向上させた低圧ガス導管でガスの供給を受ける施設に、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備を普及させることが重要です。
- また、天然ガスは化石燃料の中で燃焼時の単位あたりのCO2排出量が最も低いなど、優れた環境特性を持っており、環境対策の観点からも、天然ガス利用設備の普及促進も着実に進めていくことが重要です。
- 本事業では、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備導入等に対し補助することで、停電時の生活環境の確保及び平時からの環境対策を図ります。

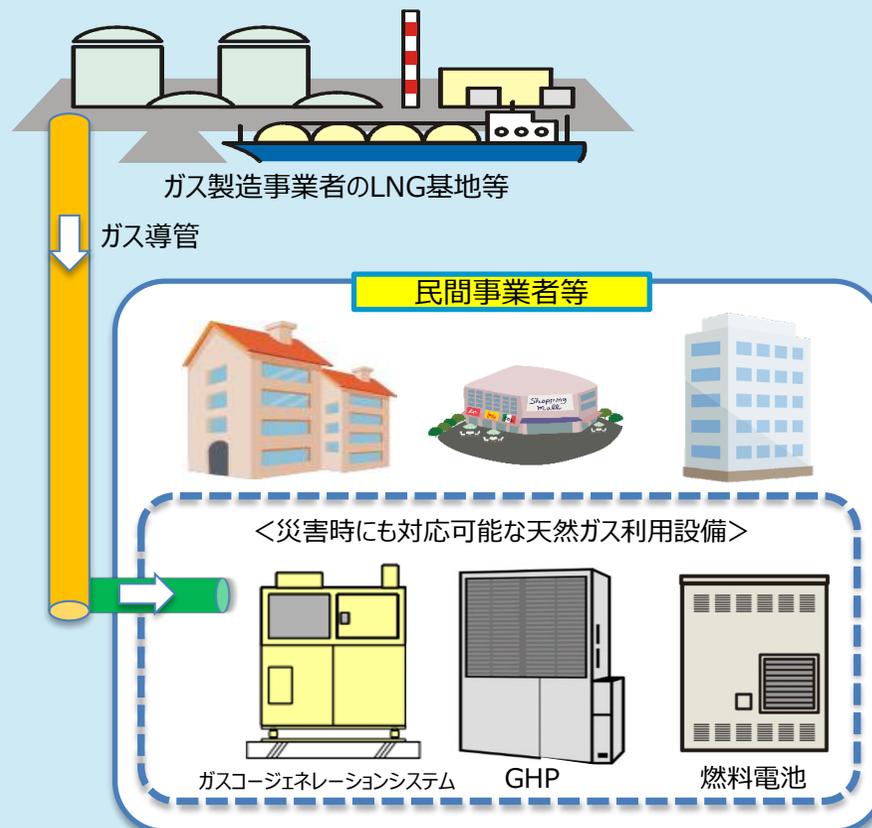
成果目標

- 避難所や防災上中核となる施設等の社会的重要インフラの災害対応力の強化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



＜補助対象＞

低圧ガス導管でガス供給を受けている、避難所や防災上中核となる施設等に、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入等を行う民間事業者等。

③ 復興関連施策

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業

令和2年度予算案額 140.4億円（75.8億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域（岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の3/4（うち国が1/2、県が1/4）を補助します。また、商業機能回復のため、共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用も補助します（補助率は上記と同様）。

成果目標

- 平成23年度から令和2年度までの10年間の事業であり、最終的には被災地域の経済・雇用の早期回復を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

1. 対象者

中小企業等グループに参加する構成員（商店街振興組合、まちづくり会社 等を含む）

2. 対象経費

施設費、設備費、市場調査費 等

商業等の賑わい創出のためのイベント等の事業費 等

3. 補助率

中小企業者・中小企業事業協同組合等 : 3/4（国1/2、県1/4）



※事業者負担となる1/4相当分は高度化融資（無利子）の利用が可能です。

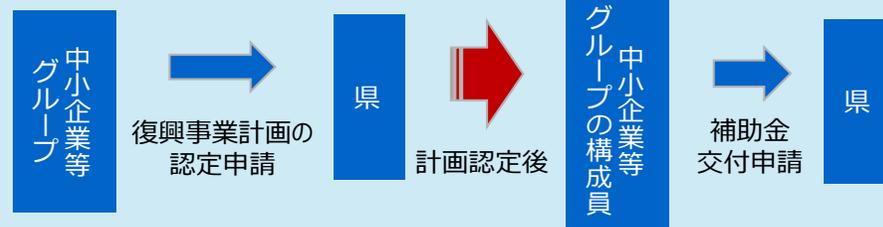
事業イメージ

（1）施設の復旧等

- 中小企業等の事業者がグループを形成し、復興事業計画（自らの施設復旧に要する経費（資材・工事費等）を積算したものを含む）を作成し県の認定を取得します。計画認定後、認定されたグループの構成員が自らの施設復旧に要する費用について県に補助金を申請し、国の審査を経て交付決定されます。
- 従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「新商品・サービス開発」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舍整備」等）に要する費用も補助します。

（2）共同店舗の新設や街区の再配置等

- また、共同店舗の新設や街区の再配置等、地域の需要に応じた商業規模への復興等を支援します。



自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

令和2年度予算案額 - (88.0億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 被災者の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、福島県の避難指示区域等を対象に、工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用創出及び産業集積を図ります。
- 加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進めます。

基金総額

- 673億円 (H28年度:320億、H29年度:185億、H30年度:80億、R1年度:88億)

| | |
|------|------------------------------|
| 対象地域 | 12市町村の避難指示区域等 |
| 対象経費 | 用地の取得、建設から設備までの初期の立地経費 等 |
| 交付要件 | 投資額に応じた一定の雇用の創出など |
| 実施期限 | 申請期限：R2年度末まで 運用期限：R4年度末まで |

成果目標

- 被災者の「働く場」を確保し、生活基盤を取り戻すため、企業立地を推進し、自立・帰還を加速させることで、雇用創出及び産業集積、商業回復を図ります。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

I 製造・サービス業等立地支援事業

- **対象業種：**製造業、卸・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業 等
- **対象施設：**工場、物流施設、試験研究施設、機械設備、店舗、社宅、その他施設 等
- **補助率：**○避難指示区域、解除後1年までの避難解除区域
中小企業3/4～2/3、大企業2/3～1/2
○避難解除区域等
中小企業2/3～1/2、大企業1/2～2/5



工場 (製造業)



物流施設



機械設備



小売店



飲食店



社宅

II 商業施設等立地支援事業

- **対象施設：**商業施設 (①公設型、②民設共同型)
- **補助率：**避難指示区域、避難解除区域等
自治体、民間事業者等 3/4以内



(被災事業者)



(域外の事業者)

(商業施設整備)

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 (中小企業等「グループ補助金」※令和元年台風第19号等)

令和元年度補正予算案額 **179.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 令和元年台風第19号から第21号により特に大きな被害を受けた地域（宮城県、福島県、栃木県、長野県）を対象に、中小企業等で構成するグループの復興事業計画に基づき事業者が行う施設復旧等の費用を補助します。これにより、被災地域の速やかな復興の実現を目指します。

成果目標

- 中小企業等がグループを形成して取り組む復興に係る施設復旧等を支援し、被災地域の経済・雇用の早期の回復を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

1. 対象者

中小企業等グループに参加する構成員（商店街振興組合、まちづくり会社等を含む）

2. 対象経費

施設費、設備費等（資材・工事費、設備調達や移転設置費等を含む）

3. 補助率

補助上限額：15億円

中小企業者・中小企業事業協同組合等：3/4（国1/2、県1/4）

上記以外（中堅企業等）：1/2（国1/3、県1/6）

※東日本大震災からの復興途上にある宮城県、福島県については、一定の要件の下、5億円までは定額補助（国2/3、県1/3）



※令和元年台風第19号から第21号以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても遡及適用が認められる場合があります。

事業イメージ

1. 施設の復旧等

- 中小企業等の事業者がグループを形成し、復興事業計画（自らの施設復旧に要する経費（資材・工事費等）を積算したものを含む）を作成し県の認定を取得します。
- 計画認定後、認定されたグループの構成員が自らの施設復旧に要する費用について県に補助金を申請し、国の審査を経て交付決定されます。
- 従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舍整備」等）に要する費用も補助します。

2. 共同店舗の新設や街区の再配置等

- また、共同店舗の新設や街区の再配置等、地域の需要に応じた商業機能への復興等を支援します。

復興事業計画等による整備



倒壊した工場・施設等の復旧支援



共同店舗の新設支援



被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）

令和元年度補正予算案額 **57.6億円**

東北経済産業局
経営支援課
022-221-4806

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者は、事業所数で全企業のうち約8割を占め、地元市町村からの雇用者比率も高く、我が国経済の基盤を支える存在であり、その事業の持続的発展は極めて重要です。
- 令和元年台風19号等により、被災地域の小規模事業者は、生産設備や販売拠点が大規模な損害を受けており、持続的発展を図っていくためには、早期に新たな事業計画を作成し、着実に事業再建に向けた取組を実施していく必要があります。
- そのため、令和元年台風19号等の被害を受けた小規模事業者による事業再建に向けた取組を支援します。

成果目標

- 被災した事業者の事業再建を支援し、約3,000者の事業再建を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



※交付決定前に実施した事業にも遡及適用が認められる場合があります。

事業イメージ

事業概要

- 小規模事業者の復旧・復興を推進するため、商工会等の支援機関の支援を受けながら経営計画を作成し、事業再建に向けた機械設備の購入費等を補助します。

補助対象者：令和元年台風19号等の被害を受けた小規模事業者

補助率：2/3

定額（宮城県、福島県の事業者で一定の要件を満たす者）

補助上限額：

200万円（宮城県、福島県、栃木県、長野県に所在する事業者）

100万円（岩手県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県に所在する事業者）

対象経費：機械装置等費、設備処分費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費

※最大10者まで共同申請可能。（補助上限額×申請者数）

事業イメージ

【飲食業の取組】

- ・店舗再建の間の売上確保、常連客維持のために、移動販売車によるケータリング事業を実施。



【食品製造業の取組】

- ・仮設事業所でも商品製造と販路開拓が可能となるように、小型の真空パック包装機を導入。



被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）について

- 災害救助法が適用された14都県で実施。
- 被災した小規模事業者が、商工会等の支援を受け「事業再建計画」を策定し、機械・車両購入、店舗改装から広告宣伝まで事業再建に取り組む費用を幅広く補助。

復旧

① 被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）【予備費】

【公募期間】12月17日～1月17日

【注意】年度繰越不可、既に事業が終了している事業者、又は2月25日までに事業を終える事業者が対象。補助対象事業は、発災日に遡及。＜台風19号対応＞

② 被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）【補正予算】

【公募時期】3月頃を予定。

【注意】補助対象事業は、発災日に遡及予定。＜台風19号+20,21号も対応予定＞

通常

③ 小規模事業者持続化補助金【補正予算】 ← 全国で実施

これまでと同様の持続化補助金の予定。

【公募時期】4月頃を予定。

事業目的（予備費事業の例）

申請にあたっては、公募要領を必ずご確認ください

- 令和元年台風19号により、生産設備や店舗等の販売拠点など大規模な被害を受けた小規模事業者の持続的な発展を図るうえで、早期に復旧・復興を推進することが必要。
- そのため、本支援事業により商工会等支援機関の支援を受けながら経営計画書を作成し、早期の復旧・復興に向け、機械設備の購入費等を補助することで、被災事業者の事業再建に係る取組を支援。

<参考>

平成30年度7月豪雨・台風15号被災事業者向け持続化補助金事業名『被災地域販路開拓支援事業』
⇒令和元年台風19号被災事業者向け持続化補助金事業名『被災小規模事業者再建事業』

事業の流れ



事業概要（予備費事業の例）

対象事業者

令和元年度台風19号で、以下のいずれかの被害を受けた小規模事業者

- ①直接的な被害（自社の事業用資産が直接的な被害を受けた事業者）
- ②間接的な被害（2019年10月の1ヶ月間の売上高が、前年同月比で10%以上減少した事業者、創業1年未満の事業者においては、2019年10月1ヶ月間の売上高が、直前3ヶ月（7～9月まで）の売上高平均と比較して減少した事業者）※岩手県所在事業者は②対象外

【注意】直接的な被害、売上減の被害を証した行政機関発行の公的証明（罹災／被災証明書、セーフティネット保証4号の認定書、売上減少の証明書等）の写しの添付が必要。

小規模事業者の範囲

常時雇用する従業員が一定数以下の商工業者※であり、個人事業者も対象。業種は業態から判定。

※商工業者：
会社、企業組合、協業組合及び個人事業主

| 業種 | 従業員数 |
|----------------------|-------|
| 製造業その他の業種 | 20人以下 |
| サービス業のうち宿泊業・娯楽業 | 20人以下 |
| 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く） | 5人以下 |

補助率

2 / 3、定額（定額は宮城、福島のみ、一定要件を満たすもの）

補助上限

200万円（宮城、福島）、100万円（岩手）
（最大10者まで共同申請可能＜補助上限×申請者数＞）

対象経費

機械装置・設備等、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費
資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金・旅費、委託費など

定額補助要件
(グループ補助金と同様)

定額の補助率を適用する者は、以下の要件をすべて満たす事業者をいう。

- ①東日本大震災により被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者であって、国等による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援を活用した事業者
 - ・ 直接被害：地震・津波等により施設・設備に被害を受けた事業者
 - ・ 間接被害：直接被害を受けた事業者と取引関係がある又は風評被害等により業況が悪化した事業者
(例 東日本大震災復興緊急保証)
 - ・ 避難区域（解除区域を含む）において事業を再開、又は県内の他地域に避難して事業を再開した事業者
- ②復興途上にある事業者：売上高が震災以降20%以上減少している事業者
- ③交付申請時に、東日本大震災からの復旧・復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者
- ④台風19号により、施設・設備が被災し、その復旧を行おうとする事業者

事業例

【事業再建に向けた酒造業者の取組】

酒蔵を経営する小規模事業者が被災。事業再建へ向けた計画を策定し、構内に入り込んだ泥の撤去費用を外注費として計上、復旧に向けた取組を進める。



【食品製造業の取組】

仮設事業所でも商品製造と販路開拓が可能となるように、小型の真空パック包装機を導入。



参考情報

- ① 補助金電子申請システム「Jグランツ」について：別紙2参照
- ② PR資料の見方について
- ③ 補助金・施策の情報収集について
- ④ 地域サポーター制度について

○○○○○○○事業

令和2年度予算案額 ○○億円（○○億円）

← 全体の予算額を表しています。

※（ ）内は前年度予算額です。

事業の内容

事業イメージ

事業目的・概要

政策の狙いと概要を
記載しています。

成果目標

政策の実施による
成果目標を記載しています。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

事業のスキームを
図で表現しています。

- 事業の具体的内容や想定する活用例などを記載しています。
- 事業がいくつかの内容に分かれている場合があります。

補助金・施策の情報収集について ～東北経済産業局ウェブサイト～

- 東北経済産業局ウェブサイトでは、予算・公募関連情報を逐次掲載しています。
- 「東北経済産業局ニュースレター」（原則金曜日に配信）、「新着情報配信サービス」（原則火曜日に配信）では、公募等の最新情報を配信しています。

新着情報

新着一覧 イベント

新着・イベント情報はここから

過去の新着一覧

2020年01月20日 ▶ 期間業務職員(文書管理・庶務等業務)の募集情報

2020年01月17日 ▶ 令和元年度経済産業省施策説明会の開催情報を更新しました
▶ オープンカウンター公募一覧を更新しました
▶ 令和元年度「エネルギー使用合理化シンポジウム東北」を開催します
▶ 特定商取引法執行専門職員(非常勤職員)の募集について
▶ 特定商取引法指導員(非常勤職員)の募集について
▶ 非常勤職員の募集情報
▶ 省エネ技術指導員(非常勤職員)の募集情報
▶ システムエンジニア(非常勤職員)の募集情報

2020年01月16日 ▶ 東北地域の再エネ・省エネの各優良事例を表彰します [報道発表](#)
▶ 東北地域のカーボン・オフセットの優良事例を表彰します [報道発表](#)
▶ 東北地域百貨店・スーパー販売額動向(2019年11月分速報) [報道発表](#)
▶ 管内の経済動向(2019年11月分) [報道発表](#)
▶ 東北地域鉱工業生産動向(2019年11月分速報) [報道発表](#)

▶HTML ▶PDF

注目情報

フォーカスTOHOKU 煌めく企業 5分でわかる支援施策

施策一覧 詳細はサイトマップを御覧ください

東北経済産業局について

採用情報

職員採用
障害のある方を対象とする採用
非常勤職員募集

行政情報プラザ

課室別連絡先
アクセス

申請・お問合せ

予算
情報公開
個人情報保護
公益通報
相談窓口の御案内

メール配信サービス

東北経済産業局ニュースレター
新着情報配信サービス

東北経済産業局ウェブサイト
<http://www.tohoku.meti.go.jp/>

東北経済産業局

「東北経済産業局」で検索！

予算関連情報はここから

東北経済産業局ニュースレター等の登録はここから (是非ご登録を)

補助金・施策の情報収集について ～ミラサポ～

- 「ミラサポ」とは、補助金・助成金などの情報提供や、先輩経営者や専門家との情報交換の場を提供するウェブサイトです。
- ミラサポメールマガジンでは、補助金情報や経営に役立つ支援情報をいち早くお届けします。

The screenshot shows the Mirasapo website interface. A callout bubble points to the '補助金 助成金' (Subsidies and Grants) search button, stating: 'ミラサポメールマガジンはこちらからご登録下さい！' (Please register for the Mirasapo email magazine from here!). Another callout bubble points to the '補助金・助成金 ヘッドライン' (Subsidies and Grants Headline) section, stating: '中小企業・小規模事業者向けの補助金・助成金はこちらからチェック！' (Check out subsidies and grants for SMEs and small business owners from here!).

パスワードを忘れた方

補助金 助成金
今すぐ検索

ミラサポメールマガジン
補助金情報など最新ニュースを配信！
ご登録(無料)はこちら
バックナンバーはこちら

職場での受動喫煙防止対策に
受動喫煙防止
対策助成金

IT導入補助金
やってみるもんです。
中小企業も！働き方改革

補助金・助成金
ヘッドライン

中小企業の存在意義や魅力等に関する正しい理解を広く醸成するために、「中小企業の日」及び「中小企業魅力発信月間」の実施を決定しました

全国の中小・小規模事業者等のみならず、「キャッシュレス・消費者還元事業」の加盟店登録は、2020年4月未まで申請可能です。

ミラサポメールマガジンは
こちらからご登録下さい！

今すぐ使える！「巻頭特集」バックナンバーはこちら！
ミラサポを使いこなす！「ミラサポ活用術」はこちら！

ミラサポ更新情報 NEW

ミラサポ総研Vol.88 「経営者のみなさまの、前向きなチャレンジを応援する『経営者保証に関するガイドライン』」を公開しました。(2020年01月15日)
かんたんシリーズVol.6 「第四章：SNSを分析しよう」を公開しました。(2020年01月10日)
かんたんシリーズVol.5 「第三章：SNSを運用しよう」を公開しました。(2019年12月20日)

施策情報
施策を探す

中小企業・小規模事業者向けの
補助金・助成金はこちらから
チェック！

ミラサポ 未来の企業 応援サイト
<https://www.mirasapo.jp/>



「ミラサポ」で検索！



地域サポーターにご相談ください！

地域サポーターとは？

- 東北経済産業局では、地域の皆様と密接に連携しながら施策を推進していくため、「**地域サポーター**」を各県毎に設置しています。
- 地域サポーターは、**地域の皆様の総合窓口**となり、ご相談内容に応じて経産省施策のご紹介や情報提供、アドバイス等を行っています。



事業者
県・市町村
支援機関 等

支援制度ってどんなものがあるの？

どこに相談したらいいの？

まずはご自身の県の地域サポーター
にご相談ください！

適切な支援制度をご紹介します。
必要に応じ、支援制度の活用に向けたアドバイスも行います。



地域サポーター

東北経済産業局

ご相談は電話、メール、訪問等で可能です。
お気軽にご相談ください。

こんな活動をしています！

地域サポーターは、担当県の総合窓口として、皆様からのご相談に随時対応していますが、ご要望に応じて各地に出向き、施策説明会の実施や意見交換会の開催等の活動も行っています。以下はその一例です。

施策説明会



地域サポーターが各地に出向き、地域の皆様に活用いただきたいオススメの施策を紹介しました。平成30年度は東北地域44箇所を実施しました。

意見交換会



自治体や企業、支援機関の皆様と、地域経済に関する意見交換会を行いました。地域の実情を把握し、密接に連携しながら取り組みを進めることを確認しました。

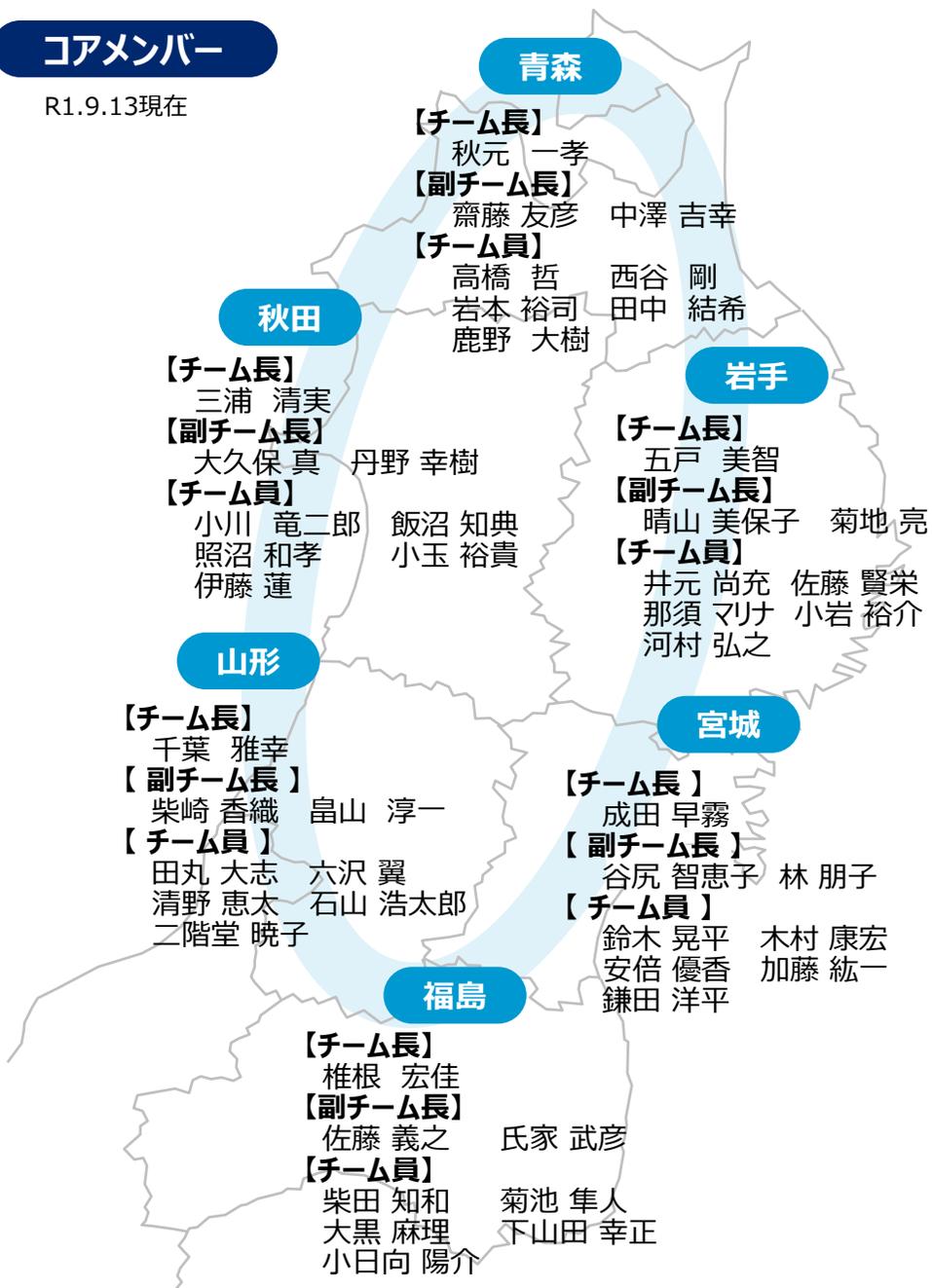
★この他にも、地域の皆様のお役に立つ様々な活動を行っています。

- ・支援制度の活用に関する個別相談会
- ・メールマガジンによる施策情報提供 等

私たちがご相談を承ります！

コアメンバー

R1.9.13現在



- コアメンバーは、各県チームの中心メンバーとして活動しています。
- コアメンバー以外の職員も、全職員がいずれかのチームに所属し、それぞれの県のサポーターとして活動しています。
- 多くの職員が、自分と縁のある県や思い入れのある県のサポーターとして日々活動していますので、お気軽にご相談ください！

お問い合わせ先

- ◇ 各県チームへのお問い合わせはこちらまで
※各県チームにメンバーにメールが届きます。

| | |
|--------|----------------------|
| 青森県チーム | aomori@meti.go.jp |
| 岩手県チーム | iwate@meti.go.jp |
| 宮城県チーム | miyagi@meti.go.jp |
| 秋田県チーム | akita@meti.go.jp |
| 山形県チーム | yamagata@meti.go.jp |
| 福島県チーム | fukushima@meti.go.jp |

- ◇ 地域サポーター全般に関するお問い合わせはこちらまで

東北経済産業局 総務企画部 企画調査課
電話：022-221-4861（直通）
E-MAIL：thk-kikaku@meti.go.jp

お問い合わせ先

東北経済産業局 総務企画部 企画調査課

電話：022-221-4861（直通）

FAX：022-224-0384



**補助金公募情報等、
随時掲載しています。
当局HPはこちら！**



経済産業省
東北経済産業局